

第十九回 参議院内閣委員会 會議録第四十八号

昭和二十九年五月三十一日(月曜日)午後三時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 種竹 春彦君
長島 銀蔵君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
井野 碩哉君
岡田 宗治君
矢嶋 三義君
山下 義信君
堀木 謙三君
木村禮八郎君
三浦 義男君

國務大臣

緒方 竹虎君
木村篤太郎君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
法制局第一部長 高辻 正己君
保安行政次官 前田 正男君
保安行政官 上村健太郎君
保安庁長官 加藤 陽三君
保安庁人事局長 石原 周夫君
保安庁経理局長 久保 龜夫君
保安庁裝備局長 杉田正三郎君

事務局側

常任委員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日、の会議に附した事件

○防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

防衛庁設置法案及び自衛隊法案の二案を議題といたしますが、先ず最初に国防會議に關する件について質疑をいたします。

○山下義信君 本委員会におきましては、申すまでもなく国防會議に關する政府案の御提出を待つて諸般の審議も徹底をいたし、且つ又政府案に對しましてその内容について質疑を申上げるということになつておりましたので、資料を要求いたしました私といたしまして、先ず若干お伺いを申上げたのであります。

第一に伺いたいと存じますのは、二十八日の夕方に御提出頂きました本資料については、政府の御説明、即ち副總理から若干の御説明を頂いたものであります。幸直に申上げまして、これは我々参議院の内閣委員会が執拗且つ又強硬にこの政府案の御提出を迫りましたために、取急いで急に三派の折衝を御促進に相成りまして、いわば急場凌ぎにこういふ案をおまとめになつたのではないかと感じもするのであります。これは私忌憚なく申上げるのであります。併しこの案を以ちま

て飽くまで政府のこれが変らない方針であるということをごさいますれば、私も伺いたしましては、政府の言明を御信賴申上げたいと思つたのであります。その点飽くまで急場凌ぎにしたにわか仕立の妥協案ではないんだと、こゝう解釈してよろしいごさいますか。その点を伺いたいと思つた。

且つ、従いましてこの案はいつ頃閣議にかけて御決定に相成るおつもりでございましょうか。又この政府案が正式に法律案として国会に御提出になりますのはいつの国会を御予定に相成つておりましたか。幸直に申しますと、吉田總理の外遊後におよそ想像されまする臨時国会等がありまされば、この機会に法律案として正式に国会に御提出相成るでございまして、先ずその点を伺いたいと存じます。

○國務大臣(緒方竹虎君) この国防會議に關しまする政府の草案であります。これは前に保安庁からお示しいたしました保安庁の案があつたのであります。政府として、その保安庁案の線に副国防會議を要望しておつたことは、前に申上げた通りであります。前からのいきさつがありまして、三党折衝を必要とするために、三党の間の折衝を數回に亘り開きました。仔細に亘り検討をいたしました結果、でき上つたものが、この配付申上げて今御審議願つてゐる問題であります。時間的には急ごしらえというようなことが言えるかも知れませんが、今

申しましたように、かねて保安庁におきまして一つの案を持つておりましただけに、政府としては、これが政府の考えとして自信を持ち得るものであるというふうにごさいます。

それからこれをいつの閣議にかけるかというごさいます。要綱のつき次第、成るべく早い機会に閣議にかけるかと考えております。なお、これを法律案にして、いつの国会に提出するか、それは總理大臣が歐米訪問後臨時国会が開かれるかどうか、今のところ予定はありませんが、いずれにしても、次の国会に提出して御審議を願ひたい、さうに考えております。

○山下義信君 次に伺いたいと存じますのは、先ず根本的の政府の考え方であります。この点は昨日でありました。一昨日の、毎日新聞に阿部さんが具體的に取上げて問題にされておりますので、私はそれを引用して伺いた

いと思つてあります。軍備を憲法で否定しているのが、国防會議というやうな大げさなものを持つ必要があるかどうかというごさいます。先ず第一問題である。仮に必要があるとしても、軍備のある国々、軍備のない日本とはおのずから建前が違はずである。こうした區別を先ずはつきりと政府は示さなくちゃならぬ、かういふことが言われておるのではありません。私はこれをそのまま私の質問といたしまして、政府の御所見を伺いたいと思つたのであります。

○國務大臣(緒方竹虎君) 現在の日本

の国力から考えまして、いわゆる軍備という文字に値するほどのものを持ち得ない事情は、繰返し政府から御説明申上げる通りであります。政府はその信念を変えていないのであります。が、いずれにしましても、この直接侵略、日本が軍備の名にふさわしいものを持つと持たんにかわらず、直接侵略といふことも絶無を期するわけには参りませんので、その場合に防衛出動の可否をきめる、或いはその際の見通しによつて防衛計画をきめなければならぬといふようなことが当然に起つて来ると考えられますので、それにつきまして、規模の如何にかかわらず、国といたしましては、その判断を置を誤らないように、國民の前にその判断のよつて来たるところをはつきり示し得る機構が必要である、そういう考えからこの防衛庁設置法案の中に国防會議のことをきめておる次第であります。

○山下義信君 お説承りまして御尤もであります。今副總理の仰せになりましたのは国防會議の設置目的について一般論と申しますか、これを仰せになつたようであります。私の伺つておるのは、軍備を持つておる國々の国防會議と、軍備というものを持たないといふ建前の日本に置かれる国防會議、仮にこれを認めるとしても、この間にははつきりとした區別があるべきではないかといふことを伺つておるのです。例えば国防會議の規模ですね、今副總理に、これは大きくても小さく

でも同じだと仰せになったようであり
ますが、私どもの考えでは、軍備のな
いということ、軍備を否定しておる
日本という建前においては、国防会議
を仮に設置するとしても、これはでき
るだけ小規模でなくてはならん、先ず
規模の点では私どもはそう考える。又
軍備というものが無いということ、打
ち出す性格の国防会議としては、軍人
などが多数会議の議員になるというこ
とも避けなくてはならんであろう。又
目的を仰せになりましたが、具体的に
言えば、国防会議の目的は、如何に国
防を強化するかということ、なくし
て、如何に戦争を準備するかという
ことでなくして、いわゆる戦争指導会
議のような性格を持つものではなくし
て、如何にして戦争を避けるか、如何
にして国防を縮小するか、如何にして
民生を安定させるか、如何にして平和
外交を推進するかということが、この
国防会議の根本的目的でなくてはなら
んように考えるのでありますが、この
点に關しますこの軍備のある国々の
国防会議のその性格と、軍備を持たな
いと言っている我が国の今日の建前
における国防会議のあり方については、
そこにはつきりとした区別がなくは
ならんという点に關しまして、重ねて
私は只今申述べました私の指摘した諸
点等について、政府の御見解を承わり
たいと思います。

○国務大臣(緒方竹虎君) 答えをい
たしますが、いわゆる軍備という言葉
に値する軍備を容易に持ち得ないとい
うことは事実でありますけれども、併
しながらこの国際環境、日本を包圍
する環境、又外国の日本に対する侵略
の意思が若し、あるかないかは別問題と

いたしまして、若しありといたします
るならば、それは日本に国防力のない
とあるにかかわらず、そういう意味
から、日本としてはやはりあらゆる場
合に備えまして国防会議、その際に協
議をいたします範囲をきめておくとい
うことは、私はこれは当然の必要があ
ると考えております。

○山下義信君 議論はいたさないつも
りでございますが、問題を次に移し
たいと思つておりますが、今回御発
表になりました政府案と、前回承わり
ましたいわゆる保安庁案との間に大き
な変更がありました。大きな変更があ
りました点は、言うまでもなく、問題
でありました民間人を今回は会議員に
お入れになったということ、となつてお
るのであります。これは従来、この
最後の政府案をお示しになりましたま
では、副総理並びに保安庁長官と政府
が我々に力説せられたことは、できる
だけ民間人を入れない方針を政府は建
前としておつておるといふことをお述
べになつたのであります。今回の政
府案によりまして、民間人をお入れに
なりましたことは、従来の非
常に強い御方針のように印象を受けま
したその御方針を変更せられたように
見受けるのであります。如何なる理
由によりまして、従来民間人を入れるべ
い入れないとおつしやいましたその御
方針を御変更になりましたか、はつき
りとした理由のお示しを願ひたいと思
うのであります。

○国務大臣(緒方竹虎君) 従来国防会
議の性質、我々が考えております性質
から、民間人はなるべく入れたくな
いという考えを持つておつたことは、
今お話し通りであります。これは三
党折衝の結果、民間人を入れるべきで
あるという意見も、相当の強い主張が
ありました関係から、ここに「識見高
い練達のもの」という言葉を以て表わ
し得る人を若干名参加をさせる。併し
ながら「識見高い練達のもの」とい
うだけでは、意味が極めて漠然としてお
りますので、差当りの問題でありま
す。三党の間の了解事項といたしま
して、総理大臣の経歴を持つておるも
の、その中から若干名を選ばうとい
ふにいたしましたような次第で、政府
だけの意思といたしましては、従来申
しておることを変えたわけではありま
せんが、三党折衝ということが行き
かりになつております関係上、その意
見を取入れまして妥結した結果がこの
案に現れたような形になつた次第で
あります。

○山下義信君 私は従来の政府の御方
針を御変更になりました理由を承わり
たいと思つたのであります。今、
副総理の御答弁では、御変更になり
ましたいきさつを御説明下すつたので
は、政府の御方針を御変更になりまし
たこの御主張の変化の理由にはならん
のではないかと私は思つたのでありま
す。今の御答弁では、政府の従来の方
針は捨てないものである、併しながら三
党折衝の結果、こうして民間人を入れ
ることになったのだと仰せになります
と、まだはつきりとした政府の御信念
が伺えないように思つたのであります
が、私はそれなら具体的に一つお答え
を願ひたいと思つたのは、この民間人
を入れるということの主張につきまして
は、これを強く主張する者の意見とい
たしましては、総理の権限が余りに強
大になるために、これを抑制するため
に強力なる国防会議を作り、而もその
強力というものは有力なる民間人を入
れることにあるのだ、こういう民間人
を入れることについての理由を主張す
る者があるわけでありまして、この点
は政府としてはどうお考えになります
か。総理の権限の強大を防ぐのがこ
の国防会議の目的であり、又その内容
に有力なる民間人をこうして入れた理
由であると考えますが、如何でござい
ましょう。

○国務大臣(緒方竹虎君) 私は、総理
がその権限によつて判断することに危
険を感じておりません。この防衛出動
の可否というようなことは、国民生
活の上に非常に深刻な影響を及ぼすも
のでありますだけに、慎重の上にも
慎重の判断を要しますが、併しながら
責任は明確にしておかなければなら
ない、そういう意味からこの内閣の下
にある国防会議の審議に待ちまして、
その国防会議の判断を求めますが、同
時にそれは閣議において責任をと
る、更にそのことは国会に直ちに承認
を求めるという段取りを以ちまして、
責任はどこまでも政府がとるという考
えをいたしておるのであります。

○山下義信君 いま一つの民間人を入
れるべしという主張の中に、現在提出
されております防衛二法案、防衛
庁、自衛隊の組織、だん／＼その内容
を見ますと、これは明らかにいわゆ
る制服といひますか、武官といひま
すか、わかりやすく申しますと軍人的
な、はつきり言いますと、軍人が我が
国の防衛の指揮権を握るような建前と
いうものが明々白々に見える、これを
そのまま放任して推移して行くなら
ば、曾つてのごとく軍閥が指揮権を握
るといつたような弊が起る虞れがある
ので、国防会議に有力なる民間人を入
れて、いわゆるそういう武官進出の弊
を今から考えなくちやならんという有
力なる主張があつたということであり
ますが、今回民間人を入れた理由
につきまして、そういう点をお考えに
なりましたかどうかということも伺つ

ておきたいと思うのであります。

○国務大臣(緒方竹虎君) その点につきましては、先ほども申し上げましたように、どこまでも責任は内閣がとるものであります。この民間人を入れることをによりまして、今仰せられたようなことをそれによつて警戒するという考へは持つておりません。

○山下義信君 私は次に具体的に民間人を入れるという内容につきましても伺いたいと思うのであります。政府の御説明では、これは総理大臣の前歴のある者に限ることであり、識見の高い練達な者というこのことが総理の前歴のある者に限つたという理由はどういう理由でございませうか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 識見の高い練達な者というものを測定する標準はいろいろに考えられると思ひます。であります。総理の前歴のあるという人は、曾つて国会の指名によつて内政の、国家の重任を負託されたほどの人であり、また、識見の点におきましても、練達された点におきましても、民主主義の観点から一番間違ひのない至当な人物であらうと、そういう考へからその選考の仕方を採用した次第であります。

○山下義信君 私はそれだけの理由では納得しがたいのであります。議論はいたしません。識見の高い練達の士といういわゆる視野の広い、高邁な識見のある尊敬すべき人は、何も総理大臣に限つたことではないと思ひます。学界にもありますし、財界にもありますし、報道関係にもありますし、現に副総理のような人もあります。民間にも或いは労働界にもあります。どういふわけ

けで前総理の経歴のある人だけがこの識見の高い、練達の者ということができるといふことについては、私は疑問があると思ひます。総理大臣必ずしも識見の高い練達の士に限りません。今日の政界の実際は、識見がなくても、練達堪能でなくとも、不淨の金を集めたとなつて直ちに政界の領袖になる、これはひよつと直ちに総理大臣が転げ込むかも知れぬといふのが今日の政界の実際であります。私は総理大臣が必ずしも一世の師表に足るような識見の高い練達の士には限らないと実情から推して考へるのであります。政府はどうかいふうにそれをお考へになりますか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 金を持つて直ちに政界の領袖になり、総理大臣になり得るといふことは、私は民主主義の国において想像し得ないのであります。が、この民間人に加える場合にどういふ選び方をするか、いろいろな選び方はあると考へます。考へますが、どの選び方をとりましても異見があると思ひます。政府といたしましては、やはり民主主義の下におきまして国会が選んだ者、これが、私は一番間違ひのない者だ、且つこの経験から申しましても当然に識見を持つておるし、当然に練達であるという点から、この標準に従つて国防会議に参加する資格を選ぶといふことが、私は比較的善である、かように考へておるのであります。

○山下義信君 ベストではないがベターと仰せになりますれば又何を言われんやであります。更に伺います。それば、まあ総理大臣の前歴のあるようなかたは、それが政界を引退なさればと

もかくもであります。今度吉田総理がお歸りになりますれば、多分御引退なされると私は思つております。どうかは知りませんが、若しそのままだ政界におられるといふことになりますれば、おおむね政界のリーダーです。ね、実質的に申しますと依然として政界の総裁をしておられるかも知れません。そうすると一面総理大臣の前歴ではあるが、政界の総裁であるという立場が或いは多く予見せられるのではないかと申す。すれば、実質的にはいふゆるその政界の指導者が国防会議に入るといふことになりはしないかと思ひます。若し個人的に言へば、それは練達堪能の士であるかも知れませんが、総理大臣といふような建前の人

は、背後に強大な政党というものがあればこそその価値がある、政党を離れた私は前総理大臣といふものは果して国策上にひきよめるかといふことは私は疑問だと思ひます。それで前段申し上げたような、前総理大臣の経歴のある人が依然として政界の指導者であるといふ場合には、その政党を代表して入るかのごとき形になります。その点は政府はどういふうに考へておられますか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 私はこれは曾つて総理大臣の前歴を有する者で、現在政界の総裁でない人といふことを考へております。責任内閣制、政党内閣制の下におきましては、一つの政党が内閣を組織するのが原則でありまして、連立内閣の場合もありまが、その場合には、連立内閣の他の党派の総裁は恐らくは閣僚に列しておると考へます。この場合に特に民間人として内閣総理大臣の前歴ある者といふのは、これはすでに引退してある、少くも政党総裁から離れておる総理大臣の前歴のある者、その人は政党を離れば何らの権威にも値しないのではないかと仰せであります。それによつても併しなから今日の政界におきまして、すでに総裁に選ばれたといふことは、その人の見識、練達を語るものであります。まして、その人が仮に総裁の位置を去りましてもその識見、練達といふのは身についたものであるだけに、この選考に値すると、さうに考へております。

○山下義信君 実際はもう引退なされ、世間的に活動もできないし、又背累もなくなつて、この実力もありやしないのだ、併しなから前歴者であれば、それがよくもたれてしまつても言えなくてよだれたがたつと垂れて、實際には何の判断力もなくなつても、それが実に識見の高い、練達で、それは大いに尊重してその識見に頼るのだとこれはおつしやれば、隠居でも盲目でもないのだといふのであれば、何をか言わんやであります。私はそれなら伺ひますが、將來にば、政変がありまして政局の變動が行われ、一年に二回も三回も内閣が移動されるというやうな場合には、前総理大臣の前歴必ずしもこれは珍しくない。だん／＼十人も二十人も殖えて来るといふことはこれは予想されるのであります。そういう場合には、前総理大臣の閣僚といふことになれば、人数は幾ら殖えてもよいとお考へてございませうか。その点は如何でございませうか。

○国務大臣(緒方竹虎君) もた／＼としてよだれを流しているといふような人は選挙するつもりはございませぬ。のみならず、これは両院の同意を得て任命するのでありますから、そういう人が両院の健全なる判断の下に同意を得ようとも考へません。

それから將來総理大臣の前歴のある者が非常に殖える場合があるのじやないかといふことであります。私どもは考へておつしやれば、その前歴のある者全部を国防会議に列しようとするのではないのであります。その中から若干名を選んで任用したい、さういふ考へであります。

○山下義信君 私はその点を伺ひたいと存じたのであります。前総理大臣の閣僚のある者をことごとくこれを用いるといふことになりますと、用いるという言葉はいかゞどうか別といたしまして、入れるといふことになりますと、今伺ひましたやうな点を伺ひなればなりません。併しなから前総理大臣の閣僚があつても、これはことごとくとはいかない、その中の何人かをこれを入れるといふ考へ方といふことになりますと、国会の承認といふことの上において、国会が同意しないかたが、者が生じて来る。それは民主主義だから国会の意見を尊重するのだから、国会がきめるのだからと言へばそれまでであります。併し実際は、實際はさういふやうな通り一遍の議論でなく、実情から伺ひますならば、何と言へば、従つて多数派が、前総理の閣僚があつて識見高邁であつてもこれは反対派の総理であるからといつて国会が拒否するならば、前総理の閣僚があつて、而も識見高邁でありましても、こ

これは国防会議の議員に入ることとはできないということに相成るのであります。が、そういう場合は甚だ不合理であると考えられるのでありますが、副総理の御所見は如何でございますか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 両議院の同意を得てという条件があります。以上、如何なる政府の選考によりまして、同意を得られない場合が当然あり得ると思ひます。今、政府が考えておりまする総理大臣の前歴ある者、その前歴のある者から何がしかの人間を政府が選考する場合に、政府の良識といたしまして、先ほどお述べになりましたようなもう使い途にならんというような者を選ぶつもりはありませんで、それだけに両院の御同意を得られるたうという予想の下に選ぶので、それは政府におきまして、できるだけ最善を尽くすことは勿論であります。

○山下義信君 今度の政府の御提出の案につきましては、三党折衝のお申合せの中に差当つてということが含まれておるといふこととございしますが、この差当つてというお心持はどういうお心持と解釈してよろしいのでございましょうか。例えば只今伺いました民間人を入れるということにつきましては、これは総理大臣の前歴のある者と仰せになりましたが、それは差当つてのこととありましたが、なお他に含みがあるという意味も伴つておるものでございまいしょうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 差当つてという意味は、今の内閣、或いは自由党内閣の間はそういう方針で行きたいという意味で三党の了解を得たように承知しております。

○山下義信君 私は、この政府が総理大臣の前歴のある者を限りという御趣旨は極めて当面の間で、将来におきましては、その点世間でいろいろ揣摩されておりますやうな、やがては旧軍人がこれに入るといふ含みが暗黙の間に持たれておるのではないかと疑義を持つておるのではございませんか、重ねて何うのでありますか、政府におかれては法律施行に際し、或いは将来これが国防会議の実現を見るという点におきましても、今副総理の御言明の通り、現内閣の限りにおきましては絶対に旧軍人を入れないのであると、かような御所見と解してよろしいのでございまいしょうか。

○国務大臣(緒方竹虎君) その通りでございます。

○山下義信君 更に伺いたいと存じます。この、こういう国防会議のこの構成が、申すまでもなく、現憲法が明らかに規定しておりまする内閣責任制との間に大きな疑問が發生をし、この内閣責任制と相反するのきらいがあるかと考えるのでありますが、その点について政府は如何なる所見をお持ちになつておられますか、伺いたいと存じます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 政府の考えとしては、この国防会議なるものは内閣の下に置くのであります。政府の諮問機関でございしますので、いわゆる責任内閣制と混淆することはないと思ひます。

○山下義信君 私は今の副総理のお言葉では、国防会議のこの決定は、政府は殆んど齒牙にかけない、問題にしない、この国防会議の決定は左右されないのだというふうに極めて軽く

るのだから、何も内閣責任制には影響はないのだ、相反しないのだと、かように解釈してよろしいとございまいしょうか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 軽く見るといふ意味ではございませぬ。諮問機関でありますから、諮問の必要があるのではありません。無論この意見を参考としてとりまするけれども、国会に責任を負うものは政府でありますので、これは責任をとるものは政府でなくてはならぬ、かように考えております。

○山下義信君 私はですね、諮問機関諮問機関とおつしやいますが、諮問機関と言つても、私はありふれた諮問機関とは違ふ。内容を一々申上げるまでもなく、その中の最大な問題は防衛出動の可否、戦をするかせんかを決定する単なる諮問機関ではありませぬ。而も防衛出動の可否というものは、可か否か、イエスカノーカであります。いわゆる世間普通のような幅の広いような不得要領な答申ではございませぬ。イエスカノーカ、その審議をせねばならんと規定された問題も実に重大である。私は単なる諮問機関とはこれは解するわけには行きませぬ。併しながら一応この機関の性質を、法律で言えれば諮問機関でありませう。併しながら諮問機関でありまして、これは立派な行政機関でありまして、且つ又議員は恐らく立派な公務員でございませう。これらが国家の重要な問題に意見を言い、これらの機関の中に動いて行くといふことは、私は内閣責任制を一部侵害するものであつて考へざるを得ないのであります。重ねてこの国防会議の構成上から、これが行政機関であることは明確である。即ち行政政府

内閣の責任が分散される虞れがある、私はかように考へる。その責任が分散される虞れはないといふのは、どういふ理由で仰せになりますか。例えばですね、国防会議の決定と内閣の決定とが相反したときにはどうなるというのでございまいしょうか。そういう点を私はこの内閣責任制と相反せざる理由を具体的に承わりたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) これは責任を御追究になりましたから申上げたのであります。国防会議の決定といへども、国会に対して責任を持つ内閣といたしましては、これを變更する場合もあり得ると考へます。

○山下義信君 私がもう一つ伺いたいと思ひますことは、防衛出動の決定は国会がすることになつております。若し国防会議で防衛出動を可としたし、然るにその後におきまして、出動した後に国会に諮りましたときに、国会はこれを否といたしました。そういう場合におきまして、国防会議のこの答申というものは、一体これは責任があるものでございまいしょうか、ないのでございまいしょうか。私はその点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 国会に対しては責任はございませぬ。

○山下義信君 私は国会に直接でなくとも、政府がこの国防会議の答申をもととして、防衛出動を決定したとき、それが国会に反対の議決を受けたとき、国防会議の責任があるかないかというのを聞いておるのでございまいしょうか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 国防会議は直接責任を持つておりませぬ。政府の決定が国会において承諾を得なかつ

た、不承認された場合には政府に責任があります。

○山下義信君 実は国防会議は内閣に對しても、総理大臣に對しても、国会に對しても、結局何らの責任はない機関である、かように解釈してよろしいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) そういう意味から諮問機関と申しておるのであります。

○山下義信君 これは無責任なる機関であるといふことになれば、私は又何を言わんやであります。私はこれは無責任な機関であるとは言へないと思ひます。いやしくも機関があつて、任務があつて、目的があつて、そうして何らその行動に責任がないといふことは、私は納得しがたいと思ひます。法制局長官の御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) もとより法律によつて設けられた機関でございまして、自己の職責というものはつきり意識されて、その職責に對して良心的に責任ある判断をこころで下される、かようなことと考へております。

○山下義信君 法制局長官の例によつて饒のような御答弁を頂いたのであります。これは議論になりますから、ここでは申上げませぬ。他日の問題に残したいと思ひますが、更に伺いたいと思ひます。この議員の任期でございませぬ、議員の任期はどのように考へておられますか、この点をお承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 任期の点については、まだ決定いたしておりませぬ。法律を作るときに決定したいと思ひます。

あります。その場合についても、何も治安会議というようなものもございませんし、国会の同意ということだけで済ましておるわけでありますからし

て、それは今日の自衛隊法ができた後においても、事態は同じことであらう、そういう意味で国防会議そのものの問題には実はならないと思ひます。ただ立法政策として、もう一つ新たにそういうことを加えようではないかというお話は、これは別でありませうけれども、筋合としては、現在別にこれをこの際変えなければならぬという必要は出て参らないという考えであります。

それからお言葉のはしにばしに憲法解釈論と国防会議とは関連のあるように伺えたのでございませうけれども、これは曾つてお答え申し上げました通りに、とにかく直接侵略に對して或る限界内の自衛行動はできるという点については、私も憲法上問題ないと思ひますからして、その關係で事の慎重を期する意味で国防会議を設けたことは一向憲法には關係のないことであると考えております。

それから非常事態の際の警察法の問題、これは現在おしやる通りそういう仕組になつております。これはいろいろ説明の仕方があると思ひます。この国防会議の問題とは直接關係がないと思ひますけれども、いわゆる警察關係の非常事態の際においては、現在で言へば自治警と云ふものがあつて、それが非常事態の布告になりますという、總理大臣が全部それを一本に指揮してしまふということになりましたら、自治体警察と國との関連というところから、或る種のそこに重要性があるという意味で、公安委員会が勧告するという制度が出て来る、こういう見方が正しいのであらうと考えております。

○矢嶋三義君 治安出動の場合にも、地方公共団体と随分私に關係があると思ひますが、従つてこの警察の布告の場合に、總理大臣の専断を許さずに、國家公安委員会の勧告に基いてやるのでしようか、この命令による治安出動は、むやみやたらに出たのでは問題だと思ふのであります。従つて私は国防會議に諮られて然るべきでなからうかと考えるのですが、その点如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほども申しましたように、大体自治体警察という、本来自治体の警察と平時においてはなつておるものを、非常事態の進行によつてそれを總理大臣が一本に握つて、そして自治体警察までも自分の一本の筋で指揮しようという場合がある、いわゆる非常事態であります。そういういわゆる自治体警察との關係においては、非常な例外措置になりますから、そこに公安委員会の勧告というものが加わる、そこに一つの意味があると申上げておるわけでありませう。

○矢嶋三義君 副總理に伺ひますが、この国防會議に民間人を入れる場合と入れない場合とは、それ〴〵得失があると思ひますが、副總理は個人的にどういふ御見解を持っておられますか。
○國務大臣(緒方竹虎君) 私はこの場合個人的意見の意見を申し上げ得るか否か、申上げることがいいか悪いかは別として、素直に個人的意見を申し上げますが、私は民間人は必要ないと考えておりました。今はそうではありませう。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは私は民間人は、先ほど山下さんからもお話がありました、民間人の何らかの資格をきめなければならぬ。その中で必ずしも現役で動いておるものだけの事情等を十分に判断し得るかどうかという点につきまして多少の懸念を持します。更に權力が一方に總理大臣に集中されることを防ぐという意味が若し加味されておるならば、それは不必要なことであらうと思ひます。總理大臣に權力が集中しても一向差支えない、さうように考えております。

○矢嶋三義君 今度これに基いて法律を出す場合には、国会に法律を提出する前に更に保守三派の間で話し合ひをすることになつておられますか、それとももう今後は国会に法案を提出する前に保守三派で協議はしないことになつておられますか、如何ですか。
○國務大臣(緒方竹虎君) それは政府の責任において法律を作ることになつておると承知いたしております。

○矢嶋三義君 先ほどあなたは六項の点について、旧軍人は絶対に民間人としては入れない考えだ、こういう御発言でございましたが、これは保守三派の間で意見の一致したものでございませうか。
○國務大臣(緒方竹虎君) それは先ほど申しましたように、この内閣或いは自由党内閣の間におきましては、内閣總理大臣の前歴ある者ということにすることに三党間の了解を得ております。

の民間人を入れるということは變つて来たわけではございますが、依然として私は民間人を入れるべきでないといふあなた個人の見解の大筋は通つていふと思ひます。これは極めて私は不明確な恰好になつていふと思ふのです。で、こういうことについてはどう思ひますか。むしろ民間人を入れるならば、こういう制限を設けないで、本當に識見豊かな人を国会の承認を得て或る人数を限定して、そしてこの諮問機關に入れるというところが改進黨或いはそれ以外のかたで民間人を含めるべきであるという人々の私は考え方だと思ふのであります。その点どうお考えになりますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私直接三党折衝にあつたわけではないので、よくほかの政党的意見或いは意見の基に理由を付度しかねておりますが、それは政府だけでなく、民間の広い判断力を求めたほうがよくはないかという漠然たる考えでなかつたかと思ひます。私はその折衝に一度もあつたらなかつたので、本當のところはよくわかりません。

○矢嶋三義君 伺ひますが、法律として出す場合、總理大臣の前歴がある者のうちから選考する、こういう資格を規定するわけではございませうか。それと員数は何人、こういうふうな法律に限定されるおつもりでございませうか。それとも若干名というふうな規定されるおつもりでありますか、更に法律の中に、曾つて總理大臣であつた人の中で現在政党的總裁の職にある者はこれを排除する、そういうような条文を明確にこの法律に規定されるおつもりでありますかどうか、その点伺ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) それはまだ閣議で検討する機会を得ておりませんので、何とも申しかねますけれども、こういう表現になりましたのは、この民間人の選定につきまして、必ずしも三党の間に意見が一致しなかつた。そこで差当り今の政府或いは自由党内閣が続く限り、これ〴〵の選考の仕方をするという三党の間に了解を得たのでありますから、恐らくはこの形で要綱を作り得るのだと思ひます。

○矢嶋三義君 いや、そこで私は具体的に、次の臨時国会に法律を出されるわけでしょう。従つて資格とか員数とかいふものは法律でどういふふうに規定するつもりでありますかと聞いています。
○國務大臣(緒方竹虎君) 法律では、このままだと考へます。
○矢嶋三義君 第一の算用数字の六項はこのままだと考へます。
○國務大臣(緒方竹虎君) 若干名という多少の幅を持つてこのままだと考へます。

○矢嶋三義君 法制局長官に伺ひますが、こういう重大な国防會議の構成を決定するに當つて、立法する場合に、この算用数字の六項で規定してあるような、こういう恰好で立法上如何ですか。私は極めてこれは不十分なものだと考へますが、法制局長官の見解を承ります。
○政府委員(佐藤達夫君) いろいろ委員会の種類にもよりますけれども、こういう大所高所からの判断を求めるような委員会、即ち審議會、こういう會議体につきましては、余り資格等を細かくくどくど書かないのがむしろ

普通の例だと思ひます。仮にこの任命権が政府の一存に任されてしまふといふことであるならば、或いはそれを細かく書くといふことも実益のないことではないと存じますけれども、たびたび申上げます通りに、これは個々の任命について、両議院の同意をお願いするのでございますから、そういう意味から申しましても、表現としては恐らくおほらかな形にしておくといいものが、今までの立法例から申しましても自然な形であろうと考えております。

○矢嶋三義君 それでは更に伺います。同一政党内閣でありますが、自由党内閣の反対的な立場に立つ野党に所属するところの前歴者、こういう者について何らかの考慮されるつもりですか。同一政党内閣に所属する者は数制の制限をしますか、そういうお考えでおりますか。

○国務大臣(緒方竹虎君) それは一に意見と練達を見まして、政府としましてはその人の身につけた意見或いは練達の如何を考へまして、与党に限るといふ考へは持っておりません。

○矢嶋三義君 この第六項の規定で行きますと、構成員は確定いたしませんね。従つてそのときに、時の政府の都合がよいように伸縮自由自在の構成ができるのであります。私はこの国防会議の、再軍備をした後に生れるであろうようなこういう国防会議の重大なメンバーを決定するのには、こういう規定はやや不確定に過ぎるではないか、こう考へるのであります。その点は一休何人くらいで構成されるつもりであるか、伺つておきます。

○国務大臣(緒方竹虎君) その点はまだ閣議の検討を経ておりませんが、大体の目安は、ここに挙げました現役の大臣の数と同数、或いはそれ以下といふつもりでおります。

○矢嶋三義君 それはそういう意見の強い練達の者若干名のかたは、任命された後は公務員となるわけでございますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 公務員になります。

○矢嶋三義君 どの程度の地位と待遇を与えるつもりでありますか。そして公務員としてのいろ／＼な制約を受けることになるかと思ひますが、それらの点について現在考へられておられるのを承知いたします。

○政府委員(佐藤達夫君) これは御承知の通り、両議院の同意を得ます関係上、当然特別職になりますので、普通の一般職のような制約は受けないことになるわけでありまして、給与等につきましては、まだ研究中であります。

○矢嶋三義君 「内閣総理大臣は、必要がある」と認めるときは、随時関係大臣、統合幕僚会議議長又は関係者を国防会議に出席させ、意見を述べさせることができる」とありますが、これは先般の委員会では不特定者であつて、その都度々々出席者を選考するのである、こういう御答弁でありましたが、この案についても、そういうお考えでありますか、その点を伺ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) この案につきましては、同様に考へております。

○矢嶋三義君 この「又は関係者」とありますが、この関係者とはどの程度の人を考へておられるわけですか。

○国務大臣(緒方竹虎君) これは幕僚会議議長、その下におります幕僚長

○政府委員(佐藤達夫君) 事務局は設けないつもりでおります。

○矢嶋三義君 その事務はどういうかたがたがとり行われるようになりますか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 会議の開始の官房でやるつもりでおります。

○矢嶋三義君 内閣官房は現在それぞれ事務分掌をやつておられるわけですが、内閣官房のどこに扱われるつもりでございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今の組織法を念頭に置いて考へますと、審議室といふのと総務課とございしますが、そのいづれかであるかと考へられます。新たに今組織を設けることも可能でございしますが、今の組織から言へば、そのいづれかだろうと考へます。

○矢嶋三義君 そこで事務を取扱うことになると、結局人員の増員と、その事務分担の再編が行われることになると思ひますが、それは結局事務局ができることと同じことではございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) この事務局はいわゆる、たび／＼申しますが、庶務に当るのでございまして、議案を整理し、或いは議案を配りお茶を出すといふような極めて卑近な事務と考へておりますので、そのために特に人を殖

やしてどうというところまでは今のところでは考へておりません。

○矢嶋三義君 それでは結局依然としてこの国防会議の議題となるところの案件は、議案といふものは、防衛庁の内局でこしらへるということになるわけでございますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 内局が或いは音頭取りをやることもございまして、うけれども、これも前回申上げました通りに、各省に皆関係のあることとございしますからして、各省の事務当局が額を集めてこれに参画するということになるのが実態であらうと思つております。

○矢嶋三義君 この事務局を内閣に置くか、或いは防衛庁に置くかといふことは、一つの大きな国防会議に関するポイントになつてゐるわけでございますが、只今のようないふ説明ならば、保安庁案のときに国防会議の庶務は防衛庁で処理すると、こゝなつておりますが、これはこのたびの案で内閣といふことについても実質上は相違はないでございませうか。どういふ点が実質上変わりますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは先ほどから御説明になつております通り、庶務でやるという意味でございまして、ここで議案を作るといふ、音頭を取るといふようなことにならうと思ひますが、それには防衛庁においてそういう音頭を取りますよりも、内閣においてやりますほうが、各省間の連絡なり、庶務といふようなものはより円滑に行くといふことが言えるのではないかと考へます。

○矢嶋三義君 併し先ほどの説明から言いますと、この国防会議の事務は内

閣においてこれを行ふといふので、その内閣のどの課でどう扱うかといふことは、説明を聞いてみますと、ほんのお茶汲みとか、書類を取揃へるというような単なる事務に過ぎない、こういう説明があつたわけであつて、この議案の作成は防衛庁の内局が主になつて関係各省、例えば大蔵省とか、或いは経済審議院、そういう関係各省の関係官と協議して作る、こういうことの説明でありますから、最初の保安庁案の、防衛庁に庶務をさせるというのと、今度の案の、内閣においてこれを掌るといふことは、何ら変らない説明に私はなつてゐると思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) お茶汲みは撤回いたしますが、これは誤解を生じますから、私が申上げようと思ひましたのは、この事務局といふふうな龐大なものをこゝで作つて、そしてもうこゝだけで草案を作り上げるといふようなものではございせん。それを言いたかつたためにお茶汲みなどと言葉を滑らして、これは誤解を生じたと思ひます。併し、堂々たる事務局的な仕事をやるものではございせん。そこで今のお話に繋がるのでありますけれども、要するにこの作成については、各省の事務当局も当然携はるることとございしますからして、例えば事務当局の打合せの招集状をこの内閣の事務のほうから出すといふようなものもございまして、そこで議案を印刷する、作り上げるといふようなこともございまして、その程度のことであるわけでございます。

○矢嶋三義君 立案者は、防衛庁の内局といふことを答へられておりますか

七

第一部 内閣委員会会議録第四十八号 昭和二十九年五月三十一日【参議院】

ら、私はこの国防会議の事務を内閣に置くというのは、ほんの形式的表現に過ぎない。実質は防衛庁の内局にある。これがインシアをとる、こういうふうにとれるのでありますが、如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 事務自身が防衛庁限りでできることであればそういうことも考えられますが、これがたびたび申します通りに、防衛庁限りでなしに、関係の役所その他がたぐさんあるわけでありまして、そういう意味で防衛庁でこの事務をやるということと内閣で事務をやるということでは、やはり形の上のみならず実際の上においても多少の違いはあるように思ひます。

○矢嶋三義君 あなたはそうおつしやるのですが、私は大した差はないと思ひます。で、この保守三派にまともな案を見せて頂き、又説明を承わりますという、防衛二法案の審議上必要であるから急に保守三派の話し合いをして、何とかその場を渡いだということまかし程度の内容しか私は持つていないように考えます。副総理に私はお伺ひしますが、本当にこの国防会議に、旧軍人と私は申しません、本当に識見の高い民間人を入れて、そして総理への有力なる諮問機関にしよう、こういうお考えならば、私はやはり事務局が一番問題じゃないかと思ひます。で、どの諮問機関でも事務局を持つております。その事務局には専門員若干名がいて、その専門的知識を持ったエキスパートがいて、そのかたが立案され立案者になる。而もその立案者は各関係各省の意向をいろいろ聞いて、そして立案される、こういう大休他の諮問機

関は機構になつております。従つて、私はこの国防会議の議案が防衛庁の内局が主になつて、関係各省の關係官が従という立場に立つて議案が作成される場合と、国防会議に事務局があつて、その事務局に關係のエキスパートを置いて、従つて、その中には民間人もおられます。そして事務局長を置いて、そしてこの立案に専念させると、而もその事務局長を中心とする事務局員は、關係各省と緊密な連絡をとつて、そして成案を得、そして国防会議にのせる、こういう形になれば、私はこの法案にあるように、首相の前歴のある一部の人を入れるということ以上に、私は民間人を入れて広く國民の意向を反映して行く、而も総合的に国防會議の立案案を得るといふ立場からは、そのほうが私は成果が著るのではないかと。首相の前歴のある一部の人を入れるという形でここに表現されるのは、あなたがたとしては入れるのはいいやだけれども、改進党さんとの間が納まらないからいたし方なくこういう形でちよつとこまかした、こういうような印象しか私は受けないわけでありまして、御所見は如何でございますか。

○矢嶋三義君 若干私意見を述べて伺ひますが、それは、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

○矢嶋三義君 閣下は、この国防會議の構成員は、六番を除けばあとは政變のあるときには一挙にその地位を去る人です。これは私は幾ら諮問機関といつても、我が國の國防の基本方針を審議する国防會議にとつては重大なものだと考えます。従つてその一つを考えましても、私はそれは事務局を構成する人の質にもよりますけれども、立派な人で構成したならば、それらの欠陥も私は補ひ得ると思ひます。それから副

権の専断の行動になると思うのです。いろいろそれは解釈もありましようけれども、自衛権として行動を起し、武力行使をするのならば、本當にその危急が迫つたことがつきりと確認されてからでなければ、私は自衛権の発動としては、その時期でないと思う。そういう立場から私は国会の承認というものは非常に少いであらう。従つて私はこの国防会議でその可否を論ずるんであるから、これは私は極めて重大だと思ふんです。而も他の委員からいつか指摘されましたように、一たび防衛行動をやる、お互いに武力を使つて、殺りくを行つ、それを二十日以内に国会で承認がなかつたからといつて、その武力行使といふものを、戦いといふものをやめられるものではございません。従つてこういう防衛行動といふものは、よほど慎重でなければならぬ。こういうことを考えるときに、この命令者であるところの総理の命令を出されることを何らか抑制する、更に国防計画の国力との均衡という立場から抑制をするという面が、私はこの国防会議の大きな目的の一つとして挙げられて然るべきじゃないか。これはいろいろ新聞雑誌等にも、総理の絶大な権限に或る程度抑制を加えることが必要であるという論調はかなり見られます。ところが先ほど副総理はそれらの点については全然考へていないような御答弁でございましたが、これらの輿論に對しては如何様にお考へになつておられるか御見解を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私は民主主義政治におきましては、すべての責任は明確に国会又は輿論に對してとるべきでありまして、政府部内におきまして総理に権力が集中し過ぎるから、それを抑制する途を講ずるといふことは、むしろ責任を不明確にするものであつて、私はむしろ責任をはっきりいふ。その政府のつた行動処置に對しまして、国会に對して責任をとらねばならぬことは無論であります。それが民主政治の原則ではあります。それを余りに集中するのは危険であるからといふ意味の抑制はないほうが本當だろつと考へます。

○矢嶋三義君 それはその内閣の性格なり、又その内閣を率いられていられるところの総理大臣の人となりによつてございまして、併し仮に今の百日内閣が或る期間続いたといふようなことを考へる場合に、最近の吉田さんといふ態度はどうでありますか。二十七年の解散にしても、打ち解散で、而も閣僚諸君の全部の署名を得ることなくあつたという解散を断行されて、更に先般の汚職事件につきまして、檢察庁法の十四条の指揮権の発動、これは大義さんが個人でやられたものでないといふことは何人も察し得ることです。大義法務大臣の任命者としての吉田さんが大義さんにやられたといふことは、三歳の童子でもわかるわけですが、これに對する内閣議者の輿論といふものはどういふものであつたかといふことは、副総理御承知の通りです。こういう吉田内閣、吉田総理の動きから見ると、私は現在の日本の憲法に背反するといふことを常に申し上げてゐるわけでございますが、その憲法に背反して、他国と兵火を交へるといふことを決定するところの大きな私力になると思ふのです。その国防会

議の力によつて、総理に一つの専断を被めるという抑制の私は使命を持たすべきである、こういうふうには考へませんが、緒方副総理は、先般の解散とか、或いは檢察庁法十四条の指揮権の発動等を併せ考へるときに、どういふ御所見でおられますか、重ねて伺ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今の吉田総理大臣に對する批判は御自由であります。私が、仮に特段の総理大臣が非常な乱暴なことをすると申しまして、それをこの国防会議の第六項の規定といふようなものによつて牽制せよと考へます。若し特段な総理大臣が内政に當るに不適當であると考へられ、その場合には、過つてその首班の指名が間違ひであり、更に過つてその政党内多数を占めたところまで批判すべきであつて、今日の民主主義の建前から言へば、或る特段の政党内多数を得てその總裁が首班の指名を受けた場合には、總括的に責任を国会に向つてはとりまするけれども、その行動が、その傾向が好ましくないからそれでその権力を今のようなこの六項のようなものによつて制限するといふことが、若しこの六項の意味でありまするならば、それは甚だ私は適當でないと、このように考へます。

○矢嶋三義君 時間が参りましたからこれで終ります。それでは副総理、最後に伺ひますが、その自衛隊はこれは軍隊だ、再軍備である、こういうふうな一般の国民は考へてゐるやうにある方がお認めになれば、私は違つた角度から伺ひます。併しあなた方はこの自衛隊といふものは憲法九条に違反するものではない、こういう立場をとつておられますので、私はそれであるならば、何らかの形で民間人を入れて、そうして運営するといふことも考へられるのではないかと、こういうふうな自衛隊を私は抑制するのにも、この六項は私は役に立つと思ひます。

と申しますことは、この(四)の副総理たる國務大臣から經濟審議厅长官までこれは総理大臣の任命した人であり、罷免権も総理は持つておられるわけですから、自分の意見に合わないやつたら罷免権を發動したらいいのです。ところが6は、任命するときに両議院の同意を得て任命するのであるから、これを罷免する場合も両院の同意を得てからでなければならぬといふやうな任期が満了すれば別であるが、そうでなければ1から5までの國務大臣を罷免するやうな恰好では6の民間人は罷免できない、こういうふうにお考へますが、これはどういふふうにお考へになつてゐるか、念のために何つておきます。そうだとすれば、国防會議で意見が対立したやうな場合にでも、こういう民間人といふものはどんな意見をお考へると、国会から否認されない以上は何も恐れるものはないんだから、信念に基いて、諮問したところの総理大臣に堂々と所信を披瀝するであらうと思ふ。併し現在の吉田内閣が長く続くかどうかはわかりませんが、現在の吉田内閣の吉田総理大臣と各國務大臣の關係を考へるときに、総理が恐らく自分の腹心である方を国防長官にするでありましよう。その国防長官は自衛隊の第一線の希望が強く盛り込まれたところの防衛庁の案を以て會議に臨むでしやう。そのときに総理大臣が

一つの意見を出した場合に、それが自分の例えは大藏大臣なら大藏大臣の立場から反對である、經濟審議厅长官が自分の立場から反對であるといふ場合に、この六項の両議院の同意を得て任命された方々と同じやうに、自分の信念に基いて堂々と総理大臣に意見を述べ得るかどうかといふことについては、私は多大の危機の念を持つてゐるものです。従つて、時間が参りましたからこれで終ります。併し、両議院の同意を得て任命した者の解任の件と後者と二点について答弁を求めて質問を終ります。

○國務大臣(緒方竹虎君) この任期につきましては、まだ確定した意見を持つておりませんが、先ほど法制局長官から申しましたやうに、或る任期を付けるといふことも考へられます。まだこれは決定いたしておりません。

それからこの第六項によつて出た議員が堂々たる意見を開陳する、これは結構なこと、信念に基いて述べられまする如何なる意見もいふのでありまして、但しそれは総理に権力の集中することを抑制するためではなくて、この會議を通じて内閣がこの問題に對する意見を判斷する、その參考にするのでありまして、今の権力の集中を抑制する意味とは違つた考へ方をしておる六項を書いておるのでございます。

○矢嶋三義君 勝手に解任はできません。

○國務大臣(緒方竹虎君) そいつはできないだらうと思ひます。

○矢嶋三義君 法制局長官……。

○政府委員(佐藤達夫君) それは勝手な解任はできません。

○堀本鐵三君 私は実は国防會議に關

していろ／＼な議論があることは了承しておるのですが、率直に言えば、国防会議がどういふものができるかというところは、これは法律で定めるのですから、如何にも、緒方副総理のお話を聞くという、緒方さんのお考えでできるような答弁をなされておりますが、これはやはり国会が定めるのであります。だから、政府がどういふふうにお考えになつていようと、これは構成その他について必要な事項は我々自身がいかにきめればよいというふうな観点に立つておられますし、だから私は余り構成自身は緒方さんから承わろうとは思いません。でありますから、又三党折衝がどうであらうというふうな経過も余りお聞きする気はございませんが、こういう機関を設けて常問題になりましますことは、これを実際に運用する政府の考え方がどこにあるかということ緒方副総理の御答弁を聞いてみると、場合によると諮問機関であつて、そうして政府の何といひますか、単純な参考程度。よく政府がこの種の機関を作つたときに骨抜きに運用しようとする傾向もある。それからもう一つは、運用の仕方によつては非常に役に立つ。又役に立たせ得る。そういうふうな運用も私はできる。併し率直に申して、緒方さんは民主主義は、責任政治だ、何でも個人の責任の地位にある者が判断して、その責任でやればそれが民主主義だといふお考えに近い御意思の表現があり、又参考にするというふうな、単純な、何といひますか、お答えが有りますと、どうも私どもはこの会議を設けたことを割合に積極的、何と申しますか、活用する御意思がないのじや

ないか。御意見を伺うために二、三の例を申し上げますと、やはり民主主義といふのは、チエック・アンド・バランスの方式が、組立が行われるかどうか、そしてその上に立つてその責任のある者が責任をとるのが当り前なのであります。少数の意見に、良識の意見に耳を傾けるのも私は民主主義の一つの原則だといふふうにお考えし、常にチエック・アンド・バランスの組織の上に立つのもやはり民主主義である、こういうふうにお考えなのであります。殊に緒方さんのような思想から、実は今内閣がとつておられるように、先ほど矢嶋君が挙げられましたように、解散の場合どこか、指揮権の移動の場合とか、又大臣は常に何人でも、百人近くでも、現に大臣といふものは一方は新憲法におきまして総理大臣が罷免することができまうと、同時に国会に對しては連帶して責任を負つておられることは明らかです。それが何十人もかわるといふふうな事実が行われておる。又警察の権も総理大臣に一手に掌握しなければ民主主義でないといふお考えで権力を自分にとろうとなさるのだらうという気がする。知事もどうも官選でないといふ言ひをきかなくといふふうにお考えをみますと、いふと、どうも緒方さんのおつしやる過度の権力集中を以てして責任を明らかにすることがあつたか民主主義のことに考へておられるのじやなからうか、こういうふうにはお考え。私どもも非常に立場が異なる。法律の建前は、政府がお出しになつて国会で運用なさる御思想が非常に大切な問題である。こういうふうには私は考えざる

を得ない。従ひまして、この国防会議におきましても、1から5までの間は、吉田内閣の過去の事例を以てすれば朝に任命されて夕に首切られるかも知れない任命である。私どもから言へば、やはり六項に挙げた両議院の同意を得て任命する識の高い練達のものややはり一つの生命をここに吹込んでゐるものだ、これを活用なさる人が非常に大切である、行政上の運用が大切だ、こういうふうにお考えののです。が、そういう点については、一方におきましては総理大臣の前歴を要する識見の高いものといふふうな御考え方が、相当六項目を重要視しようといふお考えかと思つて、今の御答弁がある。率直な副総理としての行政運用に對する御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) この民主主義のなには、チエック・アンド・バランスが原則だといふ、これは私よくわかりますが、この国防会議はチエック・アンド・バランスの機構ではないと考へます。これはこの構成員がすでに同じ政府の閣僚が半数を占めておりますように、ここで各自の意見、判断を集めてやるのでありまして、第六項の識見の高い練達のもの若干名、政府の考へとしましては、この現役の政府閣僚の数同等は以下の数にしたいといふ考へを持つておるのでございまして、これも政府以外にいつの場合にも必ず有識者もおれば識見高い人もある。第三者から見ても、世間から見ても人を入れておくといふ意味で、これによつてチエック・アンド・バランスしようといふ意味ではないのであります。

す。会議体である以上は、お互いに意見の妥協ということも考へますけれども、本来の性質は、ここで事情を尽してそして高い良識によつてこの重大なことを判断して参らうといふことである。まして、そういう意味から、無論これは政府といたしましては、この問題に關する限り同じ諮問機関と申しましたが、非常な重大な意見を政府に進言する。恐らく多くの場合にこの意見がそのまま政府に通るであらうと思ひますが、ただ責任は、責任内閣制によつて内閣がとるということをおししておるのであります。先ほど来私が申しておることが、今私が申述べておることと違ふ意味に聞いたらとすれば、今の考へが私の本當の考へでございまして、○堀木謙三君 諮問機関だから、チエック・アンド・バランスの作用を法律的に解釈する場合にこそでない、これおつしやるなら私は或る程度領けまう。併し率直に言つて、チエック・アンド・バランスの役目をしておる人事院の勧告なり仲裁裁定なりもいふ／＼と問題になる。又或る意味において司法権の独立といふものも、指揮権の発動から見れば、問題になるといふ気がします。で、私はむしろ率直に言へば、民主主義は多くの意見をお聞きになつていふことが当然なんだ、そういうふうにお考えの考へで、あなたの他の同僚委員に對する御答弁が非常に消極的に考へられますので、特に行政運用の面から、どういふ心がけておいでになるかといふことをお聞きしたわけでありまして、今度は質問のサイドを変へましてお聞きしますが、1、2、3、4、5はいずれも閣僚でございまして、先ずお聞き

しなければならんことは、まあ不ギリスなんかの例と違つて、日本の内閣の大臣といふものは大体数がそう多くはない。広義の国防計画から言へば、ひとりここに名を列挙された人々だけではない。常時閣議を開いておられるのであつて、率直に言えば、閣僚の意見といふものは改めてここに挙げるという点から言へば、相当私はいろ／＼議論ができる問題だと思つたのであります。日本のような内閣制度で、実は5までの人間を特に挙げなければならん理由はどこだといふことをどういふふうにお考えになつてゐるのか。特に今度はサイドを変へました方面からお伺ひいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは国防会議にかけられます国防の基本方針であるとか、防衛計画の大綱或いはそれと産業との調整計画の大綱といふようなものに直接関係のある、又その基本方針をきかす上にとりして、その省庁の協力を必要とする人々をここに挙げたのでありまして、勿論これ以外の大臣も必要に応じてその意見を教さなければならんことは一項の第2に書いてあります通りであります。ここにありまうと大臣が、この問題について、常務的にと言つて語弊があります。が、大体ここで大綱をきかすのは十分であらう、こういう考へから閣僚大臣を列挙したのでありまして、副総理たる國務大臣といふのは、これは先般も法制局長官から御説明いたしましたように、総理が短時間何か事故を生じたといふような場合等に総理の代理をするといふようなこと、或いは内閣全体のほかの大臣の考へ等をこの場合にできるだけ必要があれば述べるといふ

ようなことでありまして、その他の必要なる者は随時に呼ばばこの目的を達するに十分であるという考えであります。

○堀木三三 私は防衛折衝の一人でありましたから、そう不徳義な質問もしようとは思わない。それから又、国防会議は法律で定めることになつてゐるのですから、私は議員として自分がきめ得るんだ、国会議員がその資格においてきめ得るんだと、こう思つておられますから、余り議論はいたしません。ただ内閣の心構えを承つておるのであります。今お聞きしたところでも、率直に言へば、1から5までは内閣で定められるのです。又これができないような、四十二条に掲げてあることができないような関係大臣は、関係大臣としての資格がない。だから私は、やはりこれから見ても6に挙げましたことを相当御活用になつておるべきだ、こういうことだけを申し上げておきます。ただ、これは法制的に左藤さんにお聞きいたします。ここに副総理たる内閣大臣が入つておりませんと、この議長がないときに、一体、副総理が内閣官制に基く総理大臣のなにとして、代理ができるものとして当然出て来て議長の役目ができるのかできないのか、それを法律上だけお答え願います。

○政府委員(佐藤達夫君) まさに図星でございます。そういう問題があることから見ても、ここにに入れておくことは非常にいいことだと考えます。

○堀木三三 そういう御答弁をなさるところを見ても、こうしなかつたてでござるんだというふうに法律上はお考

えになつてゐるから、そういう御答弁をなさるのだと思ひますが、そうでございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) いや、そういう意味ではございせん。これを入れておきますことによつて、そういう疑念が起らずに済むということでは申上げたのであります。

○堀木三三 だからそれか法制上のお答でなくて、議論の余地を少くせしめようということからお考へになつて御答弁なすつてゐるのだらうと私は考へるのであります。若しも議論の余地でなしに、法律上しつかりした権威ある御解釈ができるなら、これは別でありませう。まあ余りたくさんはお聞きいたしたくないのであります。こゝでは、率直に申せば、もう一つこれは運用上の問題として、副総理のお考へを伺いたないのであります。一方におきましては、今回の防衛庁の設置法では統合幕僚会議というものがござい

ます。第四節以下統合幕僚会議の問題が掲げてあります。こゝでお聞きしたいことは、私も、この統合幕僚会議が一つの固まつた意見を持ち、そしてそこに一つの既定の方針とそれを遂行せんとする意欲が出て参りますときには、これは相当強力なものになる。昔のやはり軍令系統に属します参謀本部でありますとか或いは軍令部でありますとかいふふうな考へ方、而も昔はともかくも旧軍人の組織といえども、陸軍と海軍に分れておつた。ところが今度はこれを三軍を調節して以て参るところの統合幕僚会議、これが出て参りますときには、やはり国防会議なるものが相当多識の士を以てチェックしな

なかならない。いな、むしろ国防会議に達見の士がたくさんあつてそして統合幕僚会議を指導するがごとき力を持つて参る。無論その前にいふゆるンヴィリアン・スニープリマシイの原則によりまして、大臣……木村保安庁長官を指すわけではございせんが、ともかくもこゝで以て防衛庁長官なり内閣総理大臣なりというものが厳然と控えてはいます。この国防会議を構成するメンバーが相当強い見識を持つて、広い視野に立つた高い見識と強い意見を以て臨まなくちゃならない、こゝが相當の役割をなすべきだ、こういうふうにお考へになつておられますか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 統合幕僚会議の防衛上における重要性というものは、今お述べになりました通り、申すまでもないのであります。この統合幕僚会議の、言葉は当らんかも知れませんが、純軍事的な考へをもう一つ高いところから政治的に判断をする、その判断をするために国防会議というものが必要なんでありまして、統合幕僚会議の考へ方は、どこまでも軍事的な専門の立場に立つておると私は言つていいのであつて、それに対して政治的な考慮を払ふ判断をするところがこの国防会議であるとお考へます。そういう機構の調整の上に、国としての判断の正鵠を期して行きたいといふのが、この国防会議の考へられた理由であると信じております。

○堀木三三 大体において、その点については比較的素直に私の考へ方を御承認なさつたように思ふのであります。が、もう一つお聞きすることは、これは法律になりますときは、どうして

も任期はお定めにならなければならぬ。それから国防会議議員の身分、資格等についても出て来るだらう、こういうふうには私は考へますが、それはともかくとして、こゝで一つどうして任期に出で参る主たる考へ方のもの、任期を何年にされるかは別として、これをどういう性格のものにされるかといふことが、任期に私は出て来ると思ひます。と申しますのは、内閣はこれとはちがふ性質のものであります。併し一つの国の国防計画というものは、比較的永続性と恒久性を以て作り上げられなければならぬ。これはもう諸外國どこでも、国防のことはパティの外にあるとすら言われる。つまり政党の外にあれば私にはならぬと思ひますが、ともかくも任期をおきめになるときに、内閣が持つ生命とこのことを考へて任期をおきめにならなければならぬ。そういう永続性、国防会議の一つの内閣と、何と申しますか運命を共にしないやうな任期、そういうものがお考へにあるかどうか。どうも任期はまだ考へていないと言われますから、実はそれはそれでいいが、私の言つたやうな事柄を頭に入れて、考慮に入れて、任期そのものを考へにならうかとどうか。これは私は一つの任期のポイントだと思ひますので、特にお考へを承わつておきます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 任期についてはまだ結論を得ていないことは、先ほど法制局長官から申上げた通りであります。が、今の内閣と運命を共にしない任期という考へ方は、これは実際上は非常にむづかしいと思ひます。その逆

の場合は同時に考へておりません。これは冷静にこの国防会議の性格から見まして、内閣との関係は離れて任期をきめるのが当然だらうと思ひます。

○山下義信君 ちよつと関連質問させていただきます。先ほど任期のときに私伺いましたところが、今仰せのやうにまだきまつていないから、強いてお尋ねしましたら、まあ三年、四年、五年、六年、七年、まあ幅の広い法制局長官のお答があつた。私はこれは前に当委員会では何か行政機構関係のときに意見を述べたのであります。が、国会の承認を要するような場合の任期は、私におのずから限度があるのじやないかという氣持がするわけ

です。それは我々議員の任期が只今のところでは、参議院におきましても、衆議院におきましても、一定の任期がある。参議院におきましては三年ごとに事實上更改する、改まる。衆議院は四年がまあ任期である、解散がない場合といひまして、そういう場合に国会の承認を求めますときに、その議院の構成せられる期限より以上の任期のものに任命を承認いたします。そのことは、次の議院によつて構成せられる国会の権限までも、現在の国会が先走つてきめるといふことは、甚だしく私は妥当を欠くのではないかと、甚だしく私に氣がするのです。従ひまして議員の任期、少くともその議院の構成せられる期限を超えたやうな任期を、そのときの国会に求められたいといふことは、私は議員の任期と脱み合せまして妥当でないやうな氣持がします。国会は單なる承認機関ではないのであります。その承認を求められたい任命といふことに対しては、国会が責任がある。や

はりその任命しました者の行動その他には、国会は最高の機関として常に關心を払つておる必要がある。それらから考えまして、これは議員の任期以上、或いはその国会の一院の構成せられる期間以上の任期の承認を求められたいことは妥当でないという氣持がしますので、従つて国会の承認を求めるような任命の場合の任期は、おのずと制約があるのではないかというところが感ぜられるのでありますが、その点は副総理並びに法制局長官の御所見は如何でありましようか、承つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 非常に精密な御議論で敬服して拝聴したのでありますが、これは要するに両院の同意を求めるといふ意味が、今お言葉にありましたように、両院の指示というところまでも含んでおるのか、或いは政府の一存で、専断で、妙な者が任命されると困るので、それをチェックするため同意であるのか、その考え方によつて話に分れて来ると思ひます。両院の指示ということになりますと、罷免権まで両院に持つて行かなければなりません、罷免権ということも考えられませんが、今までの例からはそこまで行つたものはございません。そうしますと、内閣の専断をチェックするところ、重点があると思ひます。五年などといつておる例もございません。大体がそういう考え方が主ではないかと思つております。

○山下義信君 緒方副総理のそれに対する御見解を……

○国務大臣(緒方竹虎君) 今の法制局長官の意見で尽しておるように思ひます。

すので、重ねて申し上げます。

○堀本謙三君 もう一点だけ伺つておきたいと思ひますが、日本は今アメリカと安全保障条約を結び、又MSAによつてアメリカとの関係において特殊な関係に入るというふうな状態でございしますが、この安保条約による共同防衛的なものというふうな関係が、外国との関係において出て来る。そういう際にもこの四十二条の二項の五号等によつて、国防会議にお諮りになりますか、諮りませんか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) その実際に起つた問題を見て判断を下すはかないと考へるのでありますが、第四十二条の「総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」その中に含まれておりますれば、当然に国防会議にかけるべきでありませんが、必ずしも国防会議にかけるとは限らないと思ひます。

○堀本謙三君 無論外国との関係においても、「国防の基本方針」、「防衛計画の大綱」或いは「産業等の調整計画の大綱」、なお四号の「防衛出動の可否」の問題、こういうものは当然入つて来ると思ひます。それは当然入つて来ると思ひますが、五号で「必要と認める国防に関する重要事項」無論一々すべて瑣末なものについてここに諮りになると思ひませんが、「重要事項」といふのは……併しどうして一、二、三、四に關連して来るような関係のあるような問題についてはお諮りになるのが私は当然だと思ひますが、重ねてもう一度伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 一、二、三、四に關連して參る場合、すべてとは申

しかねますが、そのときの判断によつて国防会議にかけるべきであると思ひます。

○堀本謙三君 まあ抽象的に言へばそういうお答えになるのでしようが、先ほどから聞いてゐるのは、要するに御答弁によつての行政運営の方針をどう考へたらいいか、それによつて今度の法律のときにどう考へるべきかということ考へておつたお聞き取りしてゐるものでありますが、そういう点につきまして、どうも時には消極的なお考えかと思はれるような考へも出るし、時にはそうでないというふうにも考へられることも出ますので、それらについてここでは意見を交換するつもりはございませんので、大体この程度にとどめたいと思ひます。私の質問はこれで終ります。

○木村福八郎君 国防会議について、これまで各委員から御質疑がありましたが、どうも非常に不明確なもので、この際副総理のはつきりした御意見を伺いたいのですが、或る人はこの国防会議が軍事独裁を抑制するの目的だ、そのために設置した。或る人の意見では、首相の権限が過ぎるから、その専断を抑制するのが目的で設置した。そうして戦争挑発などを軽々に起さないうようにする。それから只今又これは政府のほうでありましたが、増原次長などは、それは閣議のもう少し徹底したものであつて、丁寧にこの防衛のこ

とを取扱うために国防会議というものを作つた、こういうふうな言われておる。どこが本當の真意であるか、よくわからない。国防会議ばかりでなく、この二法案全体を通じて見まして、非常にあるまいな点がたくさんあるわけ

です。私はその原因は三つあると思ふのです。この二法案及び国防会議のありまいになつておる原因が三つある。その一つは、この二法案による防衛というものが自主的な防衛でない。やはりアメリカの指図を受けてやる。アメリカに要請されて、アメリカ式にやる防衛であるためにどうしても自主性が無い。そのために非常に混亂が起きているというところ、それから第二には、憲法との関係があつて、違憲の疑いがある。そこで何とかして憲法をカンニングしなければならぬ。言葉上いろいろこれを逃れるためにありまいな言葉を使うので非常に不明朗であるというところ、それから第三は、保安庁或いは又自由党或いは改進黨それらの各党の立場或いは法務省の立場、そういうものがおの／＼違つた意見を持つていたのを、ここではつきりと統一しないで雖然とこれが織込まれておる。従つて或る部分は保安庁の意見かと思つと、或る部分は改進黨の意見になつてゐる。統一ができていない。私はまあそう思う。そこでやはりこの日本の国防というものをつきりさせるためには、どうしても考へ方というものをはつきりしなければならぬ。特に重要な点についてはつきりさせなければならぬ。一番そういう混亂を起してありまいになつてゐるのはこの国防会議で、それがもう一番モデル・ケースだと思ふ。典型的なものだと思ふ。そこで私はこの国防会議というものを通じて、そうしてこの防衛二法案、日本の防衛というものの考へ方をはつきり政府から伺ひたいのであります。そこで第一に伺ひたいことは、この国防会議においてもそうです、二法案にお

てもそうですが、国防というものの定義がございせん。国防とは何ぞや、或いは防衛とは何ぞや、この定義がないのです。そこで先ず国防とは何ぞや、防衛とは何ぞや、この定義をはつきりして置きたい。この委員会で各専門家を呼び、公述人からいろいろ意見を伺つたのですが、殊に専門家の元陸軍大学教授の岡村誠之氏は、この再軍備というものは、人命及び国の安危存亡に關する重大な問題であるから、内容の不明確な言葉で規定することは非常に危険である。そういうことを言われた。従つてはつきりこの国防会議とは何ぞであるか、それから防衛とは何ぞであるか、定義がないのでありますから、国防の定義如何、防衛の定義如何によつて、日本国民の人命及び国の安危に重大な關係が出て来るのであります。従つてこれはありまいに定義することができないのであります。で、先ず国防と防衛についてのはつきりした定義を伺ひたいのであります。

○政府委員(加藤陽三君) 国防と防衛との定義についてのお尋ねでございしますが、私も似たしましては、国防と言ひました場合においては、国防と云ふいうふうな考へておられます。防衛という場合には、若干事實的な実力行動に対してこれを防ぐというふうな事實的な觀念が出て来る。国防と言ひました場合においては、それに經濟的な考慮であるとか、政治的な考慮でありますとか、そういうふうなものが附加わつた意味になるであらうというふうな考へておるのであります。防衛そのものについては定義というところは、これは私は今申し上げましたように、敵の

でもそうですが、国防というものの定義がございせん。国防とは何ぞや、或いは防衛とは何ぞや、この定義がないのです。そこで先ず国防とは何ぞや、防衛とは何ぞや、この定義をはつきりして置きたい。この委員会で各専門家を呼び、公述人からいろいろ意見を伺つたのですが、殊に専門家の元陸軍大学教授の岡村誠之氏は、この再軍備というものは、人命及び国の安危存亡に關する重大な問題であるから、内容の不明確な言葉で規定することは非常に危険である。そういうことを言われた。従つてはつきりこの国防会議とは何ぞであるか、それから防衛とは何ぞであるか、定義がないのでありますから、国防の定義如何、防衛の定義如何によつて、日本国民の人命及び国の安危に重大な關係が出て来るのであります。従つてこれはありまいに定義することができないのであります。で、先ず国防と防衛についての

○政府委員(加藤陽三君) 国防と防衛との定義についてのお尋ねでございしますが、私も似たしましては、国防と言ひました場合においては、国防と云ふいうふうな考へておられます。防衛という場合には、若干事實的な実力行動に対してこれを防ぐというふうな事實的な觀念が出て来る。国防と言ひました場合においては、それに經濟的な考慮であるとか、政治的な考慮でありますとか、そういうふうなものが附加わつた意味になるであらうというふうな考へておるのであります。防衛そのものについては定義というところは、これは私は今申し上げましたように、敵の

でもそうですが、国防というものの定義がございせん。国防とは何ぞや、或いは防衛とは何ぞや、この定義がないのです。そこで先ず国防とは何ぞや、防衛とは何ぞや、この定義をはつきりして置きたい。この委員会で各専門家を呼び、公述人からいろいろ意見を伺つたのですが、殊に専門家の元陸軍大学教授の岡村誠之氏は、この再軍備というものは、人命及び国の安危存亡に關する重大な問題であるから、内容の不明確な言葉で規定することは非常に危険である。そういうことを言われた。従つてはつきりこの国防会議とは何ぞであるか、それから防衛とは何ぞであるか、定義がないのでありますから、国防の定義如何、防衛の定義如何によつて、日本国民の人命及び国の安危に重大な關係が出て来るのであります。従つてこれはありまいに定義することができないのであります。で、先ず国防と防衛についての

○政府委員(加藤陽三君) 国防と防衛との定義についてのお尋ねでございしますが、私も似たしましては、国防と言ひました場合においては、国防と云ふいうふうな考へておられます。防衛という場合には、若干事實的な実力行動に対してこれを防ぐというふうな事實的な觀念が出て来る。国防と言ひました場合においては、それに經濟的な考慮であるとか、政治的な考慮でありますとか、そういうふうなものが附加わつた意味になるであらうというふうな考へておるのであります。防衛そのものについては定義というところは、これは私は今申し上げましたように、敵の

でもそうですが、国防というものの定義がございせん。国防とは何ぞや、或いは防衛とは何ぞや、この定義がないのです。そこで先ず国防とは何ぞや、防衛とは何ぞや、この定義をはつきりして置きたい。この委員会で各専門家を呼び、公述人からいろいろ意見を伺つたのですが、殊に専門家の元陸軍大学教授の岡村誠之氏は、この再軍備というものは、人命及び国の安危存亡に關する重大な問題であるから、内容の不明確な言葉で規定することは非常に危険である。そういうことを言われた。従つてはつきりこの国防会議とは何ぞであるか、それから防衛とは何ぞであるか、定義がないのでありますから、国防の定義如何、防衛の定義如何によつて、日本国民の人命及び国の安危に重大な關係が出て来るのであります。従つてこれはありまいに定義することができないのであります。で、先ず国防と防衛についての

○木村福八郎君 併し二つが区別されておるのですが、どうしてこの法律案には、自衛隊であるとは何であるかということを、海上自衛隊或いは航空自衛隊等と定義がありますが、一番重要な国防と防衛について、法律案に明確に定義される必要があるのじやないですか。なぜこれをはつきりと定義しないのか。これは軍事専門家もはつきり言われておるのです。

うな御意見も確かにあると思うのであります。ただ各条文につきまして防衛なり国防なりという言葉が使っておりまして、その条文によりましてどういうふうなことを意味しておるかということ、一応御了解願えるのではないかと実は考えておるのでございます。先ほど申上げましたように、国防とい

うふうな広い観念につきましては、或程度の考え方もできるかと思ひますけれども、防衛と言います場合には、これは防ぐ、防ぐということ以上に私は定義付けることは困難であらうと思ふのであります。

○木村禮八郎君　時間がありませんか、この論議をやつておると、もつと重要なことが質疑できなくなりますから、一応それはその程度にいたしておきます。

次に、それではこの防衛会議に諮る非常に第一に重要な項目を掲げてあります。国防の基本方針、これはどこで作成するのですか。

がということでございまして、外務省も関係いたしましたよう、防衛庁も関係いたしましたよう、こういうような役所が相寄りまして事務的な協議によつて国防会議の議案として提出されたもの、かように考えております。

○木村禎八郎君 併し国防会議は諮問機関ですね。諮問機関であつて、国防方針をきめる所じやないですね、国防方針というのはどういふ所できめるのですか。

○政府委員（加藤陽三君）お説の通

り、国防会議は諮問機関でございまして、国防の基本方針につきましては、国防会議において審議せられるのであります。併し最後に国防の基本方針をおきめになるのは、行政についての最高責任者である内閣であることは明瞭であると思ひます。

○木村禎八郎君 次に伺いますが、この国防会議、防衛庁設置法の第三章の国防会議という規定を政府はどの程度の重要度を以てお考えになつておるのか。これは緒方副総理に伺たい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 重要度でこ

ございますか。

○木村禎八郎君 ええ、そのウエイトです。この法案の全体の中でどの程度の重要さを持つておるものか。実はこの審議の過程で、この防衛庁設置法の中で一番重要なものが国防会議である。なぜならば、この会議は国防の基本方針を、そういうものを諮る、特に防衛行動などというものを諮るので一

ているのか、伺いたい。

○國務大臣(總方竹虎君) 国防會議が自衛上の一番重要な問題というわけには参らんと思います。この法案に盛り込まれたすべてがそれ／＼の持つておる責任において私は非常に重要であると考へるのでありますが、この国防會議の最もはつきりしたウエイトというものは、これはいわゆる政治が軍事に優位する、統合幕僚會議におきまして武力行使の方針が専門的にきめられまして

も、それを政治的に判断するためこ

の會議が必要なんで、ここにおいてこの政治が軍事を或いは産業の面から、或いは外交の面からそれ／＼の意見を加えましてここに判断を下す。而も、それはもう一度閣議を経て、國民に向つての責任は内閣がとるのであります。けれども、その内閣の国防或は外交範

○木村義八郎君 先ほどほかの委員から、お尋ねがあつたのですが、政治が、大體この国防會議に關する考え方は、大體この国防會議において形を作るといふ意味において非常なウエイトがここにあるのでございます。

軍事に優先する上、この書前を貫くため

にこういう国防会議を作る必要がある。それがまあ重要な任務であり目的であると言われますが、これで、こういう構成ややはり政治優先の建前を貫けるのかどうか。これは前から三派折衝の経過がここであら明らかになれておりますが、最初、政府としてはこういうものではなくても指える。閣議に

か、そういうまあ経緯になつて来た。

これは先ほど副総理のお話を伺いますと、閣議決定は明日すると、法律案は次の国会に出す、ところが、この通つた場合、法律案はまだできておりませんから、国防会議というものは構成されないわけですね。国防会議がそんなに重要なのに、国防会議が構成されないでやつて行けるのかと言つたならば、やつて行けると言うのですね。国防会議がなくても賄えないことにはない、こ

ういふふうには政府は答弁しておるので

す。ですからこの閣議と、これは堀木君もさつき質問されましたが、実質的にです、実質的に私は閣議と国防会議とはどれほど差があるのか、どうしても私は理解できない。その点もう一度お伺いしたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私が申上げ

ました政治が軍事に優位する。これは結果論的でありますが、専門の軍事的な防衛方針を更に外交関係、或いは財政関係、或いは国民の生活の面から批判し、判断するのが国防会議であります。それは要するに内閣の、重要な

度は別として、形式においては

内閣の諮問機關である。それを國民に對し、国会に對し責任を持つて実行するのは内閣でございます。そういう意味で内閣がその責任の獨に當ります。が、その内閣の判断を更に間違ひなくするため委曲を尽す。この問題が重大であればあるだけこの国防会議という機関におきまして、あらゆる角度から

○木村禎八郎君　そうしますと、どう

でもここに二つの疑問が出て来るのであります。

一つは最初通産大臣がこれは入つておりました。そして通産大臣を入れると農林大臣も又入れなければならぬ。いので通産大臣を除いたという御説明でありましたが、むしろ国防は單に軍事力、武力だけではなくして、近代戦においては総合的な国力、防衛を考えなければなりません。そうすれば食糧

の問題、それから軍需産業、それから

労働力、特に労働については重要だと思うのであります。労働、それから民生の安定、そうすれば厚生、労働やはり農林、通産というものは又運輸も重要だと思ふのであります。どれ一つとして重要でないものはない。特に私はそういう意味で、そんなら全部入れる

わけにもいかんでしようが、近大戦を総合的に考える場合には、ただ武力だけではありませんから、むしろ私はこれを語るべきでなくて殖やすべきだと思ふのであります。殖るほうは、これは今の副総理の御答弁は矛盾するとお

うのであります。総合的に聞望なき

もう一つの問題は、事務局であります。これは単に軍事的なものだけの防衛方針を作るのじやないのですから、総合的に作るのだから各省だけでは駄目です。私はむしろ減らすべきではなく増やすべきだと思うのであります。

要であるからこそ強力な事務局がここに設けられて総合的な企画をする、或いは又調整をする事務局を作らなければ私は意味がない。ところが事務局は、先に庶務程度である、それからメンバーも少数にしてしまふということになると結局これは最初政府が考えたように、入らなくてもいいのだけれども、改進黨と妥協するために入れなければならぬ。申訳的にこれを作るのだ、そうしなければ持たない、妥協がつかないと、どうも私はそう思うのです。そんなに重要な、重要視されるなら、この構成はもつと総合的に考慮すべきだ。事務局も強力にしなければならぬ。ですからそれが逆になつてゐるのです。この点むしろ私は副総理のさつきの御答弁と矛盾するのじやないかと思ふのですが、如何ですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 政府の各省省いずれを取上げても国民生活と無関係の仕事をしてゐるところはないのであります。従つて、非常に大きな政治であります。この防衛というようなことにつきましても、各省の関係は無論あります。従つてすべてをからまして意見を急速にまとめることがあれば、それも一つの考え方でありまして、各省それ／＼において大きな政務を持つておりますので、直接防衛に関する者を常任的の委員といたしまして、それ以外の各省大臣、今お述べになりました農林とか運輸とか、そういうふうなものは臨時に随時に会議に出席を求め、そうしてその意見を求める。或いは随時ということが或る期間続く場合もあるかも知れませんが、いずれにしても常務的な委員は先ずこれだけで差支えなからう。今の経済面に

おきまして、経済審議庁長官が代表的な意見を述べる、産業部面におきましても経済審議庁長官が代表的な意見を述べる、そういうことでやり得るのではないかと、この案の考えは、先づいふべきでありまして、決してこれがお役目的に妥協の結果、不要なものをやつておるといふことは絶対にございませぬ。

○木村禎八郎君 私に申し上げるまでもなく近代防衛力というのは、これは非常に総合的な企画なり構想なりが必要なのであります。各省は各省の立場でやりますけれども、やはり防衛を総合的に考えるときは、例えば防衛負担能力如何、特に国民所得との比率はどうであるとか、或いは富との比率はどうであるとか、いろいろな総合的な、又外交関係との配合せしめ、兵器の発達とも配合せしめて、やらないければならぬので、どうしても国防の基本方針をきめるには各省はばらばらで駄目です、どうしてもここに強力な事務局を置かなければ意味が全然ないと思ふのです。私はもう時間がありませんから、議論になりますから次に移りますが、軍事優先を、軍の独裁を防ぎ政治を優先させるといふには、結局文民優位というやうな形でしてもそれは大越さんと言われているといふことは、結局国会の意思を反映させるといふことが重要だと思ふのです。そこへ行きますと、私はどうしてもこの防衛会議において諮問する場合、その諮問について或る重要な事項については国会の承認が必要というやうな形に何かする考へはないか、これでは国会の意思をここに反映させるといふシステムになつて

いないと思ふのです。それでこれは元陸軍の大佐の大越というかたの公述であります、今度の法案には三つの重大な欠点がある。その第一は、軍事独裁を作り上げる可能性がある。その第二は、首相若しくは防衛庁長官が専断を以て戦争を挑発し得る可能性がある。その第三は、陸海空三自衛隊を抗争せしめ、敗戦の因を招く虞れがある。こういうことを述べております。先ほどこの三つの欠陥のうち、軍事独裁については、国防会議というものがそれを抑制する一つの狙いであるといふことが言われている。併し他面において首相若しくは防衛庁長官が専断を以て戦争を挑発する可能性がある。これを何とかやけり抑制するシステムがどうして必要であると思ふのです。これについて配慮がない。これが配慮について国会の意思をそこにどういふふうな反映させるか、相当そのためには国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛出動等々について、こういう場合には国会の承認を得なければならぬといふ回答をさせる、そういう或る面については制約を必要があるのじやないか。これも又大越さんの意見で、私も非常に尤もであると思つた。そればかりでなくその他の方法において首相及び防衛庁長官の専断によつて戦争に巻き込まれる、そういう危険はどうしてこれを調整するか。緒方副総理の先ほどの答弁において、軍事独裁はこれで調整できるとして、他面首相及び防衛庁長官の専断による戦争挑発、戦争に巻き込まれる危険はどういう点によつて調整されるか、その点をお伺したい。

○國務大臣(緒方竹虎君) ちよつとお尋ねしますが、その何と云う人の意見は、どういふ場合に總理大臣又は防衛庁長官が戦争を挑発するといふのですか。

○木村禎八郎君 それは時間がありまけんから、詳しく申述べる時間がありませんが、昭和二十九年五月十八日の当委員会の公述において、非常に詳しくそういう場合を述べております。それで過去においてもそういうことがあつたのであるから……

○政府委員(緒方竹虎君) よろしくございませぬ。私はこの統帥権の独立といふやうな旧憲法の下においては、軍が或いはそういう今の防衛庁長官、保安庁長官に当たるものが多少そういう行動をなし得たかと考えますけれども、それもあの旧憲法の下においてもそれは容易でない。いわんや今日の憲法の下におきまして、予算は国会の審議、監督を受けておられますし、この国防会議が設けられました、軍事に政治が優位するといふ場合においても、總理大臣或いは防衛庁長官の専断によつて戦争を挑発するといふやうなことは、今の文を仔細に見ておられますけれども、そういうことはあり得ないと思つております。

いは警戒、警備のために行動するといふやうなことに、それが外国にとつて大きな刺激になる虞れのあるやうなことは、これは審議にかけなければならぬとか、或いは国会に諮らなければならぬとか、何かそういう規定が必要ではないか、こういう意味なんです。

○政府委員(緒方竹虎君) それは今日の内閣官制によりまして、保安庁長官は國務大臣、その大臣は文民でなければならぬといふことでございまして、飯にどういふ非常識的な計画が保安庁の中に行われまして、それは國務大臣である保安庁長官によつて十分に私はチェックし得る、大規模のものに迄りましては勿論国防会議の検討を受けるを得ない。そういう御心配は先ず無用であると思ひます。

○木村禎八郎君 次に伺ひますが、これは先ほど矢嶋君も質問をしたことでありますが、もつと私ははつきりと明らかにしておきたいと思ふのです。それは防衛出動と命令による治安出動の場合であります、防衛出動の場合、この国防会議の諮問が必要でありませんが、治安出動の場合には諮問が必要でない。ところで直接侵略と間接侵略といふもの、これは衆議院においてやばりやういふ議論が行われて、それは同時多発的に起るのだ。従つてこれはなかなか区別できないものだといふことが答弁されておるのです。従つて直接侵略が起るときは間接侵略も起る。従つてそれを区別することが困難ならば、結局直接侵略、間接侵略と言ひまされども、これをはつきり言うならば、山下委員がさつき言つたやうに、国内においては共産党の国内的な蜂

○國務大臣(緒方竹虎君) 政府の各省省いずれを取上げても国民生活と無関係の仕事をしてゐるところはないのであります。従つて、非常に大きな政治であります。この防衛というようなことにつきましても、各省の関係は無論あります。従つてすべてをからまして意見を急速にまとめることがあれば、それも一つの考え方でありまして、各省それ／＼において大きな政務を持つておりますので、直接防衛に関する者を常任的の委員といたしまして、それ以外の各省大臣、今お述べになりました農林とか運輸とか、そういうふうなものは臨時に随時に会議に出席を求め、そうしてその意見を求める。或いは随時ということが或る期間続く場合もあるかも知れませんが、いずれにしても常務的な委員は先ずこれだけで差支えなからう。今の経済面に

おきまして、経済審議庁長官が代表的な意見を述べる、産業部面におきましても経済審議庁長官が代表的な意見を述べる、そういうことでやり得るのではないかと、この案の考えは、先づいふべきでありまして、決してこれがお役目的に妥協の結果、不要なものをやつておるといふことは絶対にございませぬ。

○國務大臣(緒方竹虎君) ちよつとお尋ねしますが、その何と云う人の意見は、どういふ場合に總理大臣又は防衛庁長官が戦争を挑発するといふのですか。

○木村禎八郎君 それは時間がありまけんから、詳しく申述べる時間がありませんが、昭和二十九年五月十八日の当委員会の公述において、非常に詳しくそういう場合を述べております。それで過去においてもそういうことがあつたのであるから……

○政府委員(緒方竹虎君) よろしくございませぬ。私はこの統帥権の独立といふやうな旧憲法の下においては、軍が或いはそういう今の防衛庁長官、保安庁長官に当たるものが多少そういう行動をなし得たかと考えますけれども、それもあの旧憲法の下においてもそれは容易でない。いわんや今日の憲法の下におきまして、予算は国会の審議、監督を受けておられますし、この国防会議が設けられました、軍事に政治が優位するといふ場合においても、總理大臣或いは防衛庁長官の専断によつて戦争を挑発するといふやうなことは、今の文を仔細に見ておられますけれども、そういうことはあり得ないと思つております。

いは警戒、警備のために行動するといふやうなことに、それが外国にとつて大きな刺激になる虞れのあるやうなことは、これは審議にかけなければならぬとか、或いは国会に諮らなければならぬとか、何かそういう規定が必要ではないか、こういう意味なんです。

起、そういうものに対処することだと思ふのです。具体的にそういうことを諷つてはありますが、そうすれば直接侵略の場合、間接侵略は同時多発的に起ると言つて説明しているのです。それに対して直接侵略については諮問して、間接侵略については諮問しない。その区別がどうも私はわからないのです。どういふわけであらうか。

○政府委員(加藤陽三君) この防衛出動の場合と命令による治安出動の場合との関係でございしますが、命令による治安出動の場合と申しますのは、現在保安庁法の六十一條にこれに相当する規定があるのであります。国内における治安維持のために特別の必要のある場合には、内閣総理大臣が命令を出動させられる、こういうことになつておりまして、この場合につきましては、現在の保安庁法におきましては、特別に機関を設けてその審議を経るということになつておらないのであります。この七十八條は、その規定を受けまして、間接侵略その他の緊急事態に際してと、こう書いてありますけれども、間接侵略といふものは外国の侵略の意思は背面にはありますけれども、国内においては一つの攪乱行為として起る。現在の保安庁法の六十一條に一体該当するものであらうか。従つてこれにつきましては、現在通りの建前でよろしいのではなからうか、七十六條は外部からの武力攻撃に際して出動を命ずるものでありますので、これは今回国防会議といふものが作られますと、その国防会議における重要な審議事項に当然なされるべきではないだらう、こう考えておられるわけであらう。

す。そこで間接侵略は、直接侵略と同じ時多発的な場合が多いとおつしやいまして、そういうふうな場合も予想されるのであります。その場合においては、直接侵略がありますれば、若しそれが外部からの武力行為に該当すれば、これは国防会議の審議を経まして内閣総理大臣が国会に御承認を得て防衛出動といふものを命ずる、そうして防衛出動を命ぜられました場合におきましては、この直接外敵に對しては我が國を防衛するために必要な武力を行使するという規定がありますると同時に、又第九十二條に、公共の秩序の維持のために防衛出動がでるといふふうな権限も自衛隊に認めるといふ建前にしてあるのであります。

○木村禮八郎君 防衛庁法五條において、この防衛庁の権限の中で、そのうちの十三号と十四号において、十三号では直接侵略、間接侵略に對して我が國を防衛し、我が國の平和と独立を守り、國の安全を保つため行動する。そこで十四号に、又別に公共の秩序を維持するために特別の必要ある場合において行動すること、十三号においては直接侵略、間接侵略同時に規定してある。十四号においてはそれと別な公共の秩序維持のための出動ということ規定してある。ですからこれから見れば、当然直接侵略及び間接侵略に對する國の安全を保つための行動となつてゐるんだから、これは切離すのはおかしいと思ふんです。ところがこの国防會議に諮問する場合に直接行動だけの諮問になつてゐる。ですからこれがおかしいじやないか、これは時間がありませんから次に移ります。

この防衛出動の場合、自衛隊法の七十六條によつて、この衆議院が解散してゐる場合には、參議院の緊急集會にかけること、ところが命令による治安出動の場合にはこれは衆議院が解散してゐるときでも、これは參議院の緊急集會にかけないといふことになつてゐる。次に召集された國會にかけられる。これはどうして命令による治安出動の場合には緊急集會にかけないで、そうして防衛出動のときだけ緊急集會にかけよう。これは私はおかしいと思ふ。

○政府委員(加藤陽三君) これは只今私が御説明申し上げたときに、その点にも触れたのでございしますが、第七十八條は、現在の保安庁法の六十一條に管を合せて作つてあるのです。現在の保安庁法六十一條では、この自衛隊法の七十八條のような書き方になつてゐるのであります。従いまして自衛隊法の七十八條では出動を命じた場合にのみ、出動を命じた日から二十日以内に國會に付議して承認を求めるという建前でありまして、防衛出動は新しい事態であります。この場合における國會の御承認との關係をどうするかというところにつきましては、七十八條のようないきなりではやはりいけません、相當重要な事項でございしますので、命令出動と同じように扱うことは、これは不適當であつて、やはり事前に國會の御承認を得る建前でなければならぬ。七十八條は、事後に承認を求めるのでありますから、そういうことはいけません。事前に御承認を求める。而も衆議院が解散した場合には、得る事というところまで慎重にやらなければならぬ、こういうので第七

十六條と七十八條は取扱を異にした次第であります。

○木村禮八郎君 それは私がおかしいと思ふので、さつき申し上げましたように、防衛庁法五條の十三号と十四号との權衡を考えれば、結局直接侵略、間接侵略といふのは、これは國の安全を脅すもので、國の安全を保つための行動の対象になるわけですね。十四号の場合と違つてゐます。それならば当然七十八條においても命令によるこの治安出動でも解散されておるときには、參議院の緊急集會にかけられるのは當り前じやないですか。これは私は非常に國會を無視したもので、仮にワニイトが七十八條のほうが七十六條よりも小さくても、當然かけるべきじやないですか。それでそのために參議院があるのですから、參議院がなければあれですけれども、そのために參議院があるのに緊急集會にかけないで、次の國會を召集されるのを待つというのはどうしてもおかしいと思ふ。

○政府委員(加藤陽三君) この設置法五條の十三号と十四号であります。これは命令による治安出動の場合には、間接侵略その他の緊急事態に際してとございします。七十八條は間接侵略でなしに、それ以外の間接侵略といふのは、外部の國の意思がその背景にある場合であります。そういう場合に於いては内乱とか騒擾といふものが起る場合があるわけですね。それが防衛庁設置法五條の第十四号に該当するわけでありまして、間接侵略といふのは、成るほどの背後に外部の國の意思があらわれますけれども、その起る形態を考えますと、やはり国内における内乱とか騒擾というより治安の攪乱の内

問題として起つて来る。そこでこの場合における自衛隊の行動は七十八條で一括してある、こういうことになつたのであります。

最後のお尋ねは、これは私今申し上げました通り御意見はあると思ひますが、けれども、この自衛隊法における建前は、現在の保安庁法の六十一條と同じ建前にしてあるといふことでございします。

○木村禮八郎君 もう時間がありませんから、七十八條は自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることが出来る。自衛隊が全部出動することもあるのです。そのときに緊急集會にかけないといふのはおかしいですよ。これは國會を無視して、非常に輕視してゐる。それは明らかに私がおかしい。時間がありませんから次に移りますが、最後に一点今度の政府のこの閣議決定に

○矢嶋三義君 ちよつと簡単に關連して一つ伺ひますが、只今の木村委員に對してあなたは、自衛隊法の七十八條は保安庁法の第六十一條と同じように規定してあるから云々といふことを数度に亘つて答弁されておりましたが、丁度いい機会ですから、私は關連して簡単なことを伺つておきますが、保安庁法は非常事態に際してと書いてあつたのを、今度は緊急事態に際してと改めてあるわけですが、どのように違ふのか、參考に聞いておきましよう。

○政府委員(加藤陽三君) これは国内の治安の維持の問題でございします。そこで今までの警察法におきましては、非常事態といふ觀念があつたわけですが、これは御承知だろうと存じます。今度の新警察法案におきまして

○政府委員(加藤陽三君) これは只今私が御説明申し上げたときに、その点にも触れたのでございしますが、第七十八條は、現在の保安庁法の六十一條に管を合せて作つてあるのです。現在の保安庁法六十一條では、この自衛隊法の七十八條のような書き方になつてゐるのであります。従いまして自衛隊法の七十八條では出動を命じた場合にのみ、出動を命じた日から二十日以内に國會に付議して承認を求めるという建前でありまして、防衛出動は新しい事態であります。この場合における國會の御承認との關係をどうするかというところにつきましては、七十八條のようないきなりではやはりいけません、相當重要な事項でございしますので、命令出動と同じように扱うことは、これは不適當であつて、やはり事前に國會の御承認を得る建前でなければならぬ。七十八條は、事後に承認を求めるのでありますから、そういうことはいけません。事前に御承認を求める。而も衆議院が解散した場合には、得る事というところまで慎重にやらなければならぬ、こういうので第七

○政府委員(加藤陽三君) これは只今私が御説明申し上げたときに、その点にも触れたのでございしますが、第七十八條は、現在の保安庁法の六十一條に管を合せて作つてあるのです。現在の保安庁法六十一條では、この自衛隊法の七十八條のような書き方になつてゐるのであります。従いまして自衛隊法の七十八條では出動を命じた場合にのみ、出動を命じた日から二十日以内に國會に付議して承認を求めるという建前でありまして、防衛出動は新しい事態であります。この場合における國會の御承認との關係をどうするかというところにつきましては、七十八條のようないきなりではやはりいけません、相當重要な事項でございしますので、命令出動と同じように扱うことは、これは不適當であつて、やはり事前に國會の御承認を得る建前でなければならぬ。七十八條は、事後に承認を求めるのでありますから、そういうことはいけません。事前に御承認を求める。而も衆議院が解散した場合には、得る事というところまで慎重にやらなければならぬ、こういうので第七

は、第何条でありましたか、非常事態という概念を緊急事態というふうな概念に改めておるような次第でございませう。それで警察法の規定に合せまして、緊急事態という言葉を使つたわけでありませう。

○矢嶋三義君 その警察法に合せておるなんというのを聞いておるのじやない。今度の警察法が緊急事態となつておりますね。その緊急事態と非常事態というのとはどう違ふのかというのを聞いておるのです。

○政府委員(加藤陽三君) これは今申上げました通り、警察のほうで非常事態という概念を使つておつたのをそれを緊急事態と一々概念に改めたのです。これは警察のほうで緊急事態という言葉を使うことのほうが非常事態という言葉を使うことよりか、同じような場合を想定いたしました、適当であらうということから、私はこういうふうな名称に改められたものと考えております。

○矢嶋三義君 あなたは警察を真似たと言ふけれども、警察のほうはどういうわけで非常事態が緊急事態となつたかということをお聞きしておるのです。ということとは、私は非常事態のほうが余計出動があるのか、緊急事態のほうが余計出動があるのか、その非常事態と緊急事態の相違がわからないので伺つておるのです。ただ警察法がそうだからそうしたというのでは、これは警察担当の国務大臣でも呼んで頂かないと工合が悪いのです。

○政府委員(加藤陽三君) これは非常事態の場合でも緊急事態の場合でも、特別の必要があつて警察の力で足らん場合に保安隊なり自衛隊が出動するの

でありますから、出動する具体的な場合についてはこれは同じようなことであらうと思ひます。

○矢嶋三義君 どういうわけで非常事態というのを緊急事態と変えたのですか。変えた以上は何か意味があるのかと思つて承つておるのです。

○政府委員(加藤陽三君) 警察のほうで緊急事態を使つた場合にこちらで非常事態と使いますれば、その緊急事態と非常事態とがどういふ違いがあるかという概念の問題が起つて来ると思ひます。国内治安の問題であります、警察の力の足りないときには保安隊なり自衛隊が出て行くという建前でありませう。警察のほうで緊急事態と認めた場合、こちらでも緊急事態という言葉を使うのでありまして、私は実質上は非常事態と緊急事態とは違ひなからうと思ひます。

○木村禰八郎君 私はこの点了承できませんが、最後に別の質問をいたします。それは国防会議の構成の問題で、政府が明日閣議決定をすると言われておりますが、その第六項の「内閣が両議院の同意を得て任命する識見高い練達のもの若干名」とありますが、これはこの人を入れなければ国防会議というものには構成されないのですか、こういう人を除いても構成されるものでないのですか。

○国務大臣(緒方竹虎君) この識見の高い練達の人を必要とするという意味から、この会議の構成にしたわけでありませう。

○木村禰八郎君 そうしますとこの人を除けて、結局総理大臣を除いては六人ですね。これには若干名とありますが、仮に六番目に該当する人がないとい

う場合、最小限六人でなければならん、五人では構成できない、こういうことになりませうか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 総理大臣を除いて……

○木村禰八郎君 総理大臣を除いてです。五人では駄目なのですか。

○国務大臣(緒方竹虎君) あなたの計算の通りです。

○木村禰八郎君 私の伺つてゐるのは、若しこの識見の高い練達の人、そういう適当な人がいない、その場合任命したくても内閣では任命できないわけでしょう。ここにある副総理から経

○国務大臣(緒方竹虎君) それはできません。但し若干名というのには必ずしも一名ではありません。

○木村禰八郎君 どうしても六人が必要な構成要員ですか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 六人以上という事です。

○矢嶋三義君 前首相が死んでおつたらどうなるか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 前首相全部を入れるわけでありませう。

○木村禰八郎君 これはあとで必ず問題になりますよ。内閣で識見の高い人と思つて、適当と思つて推薦しても両院が承認しない、そういうときはどうしても欠員になると思ふ。そうしたらこれは構成できないのですか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 両院が承認しない場合はいたし方ございませう。

○木村禰八郎君 そうなると国防会議というものは成立しませんわけですね。

○国務大臣(緒方竹虎君) 成立はします。要求する人がなければいけません。

○木村禰八郎君 それは政治的の了解のこと、それは政府はいつも自由党内閣ではないのですから、制度として設けてある以上、六番目の人が欠けても国防会議というものは構成できるかどうかというのを伺つておるわけですね。

○国務大臣(緒方竹虎君) 内閣が変つた場合には別な考え方があつても知れませう。それらの拘束は今日の三党間の了解ではしてありません。

○木村禰八郎君 私はどうしても御説明がわかりません。時間が来りましたからこれでやめます。

○委員長(小酒井義男君) これを以て国防会議に関する質問は終了します。暫時休憩いたします。

午後六時四十九分休憩

午後八時七分閉会

○委員長(小酒井義男君) 只今より休憩前に引續いて委員会を再開いたします。

○矢嶋三義君 第二十一条の四項「幕僚監部の内部組織は、政令で定める」とありますが、大体どういふことを定める予定でございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) これは資料としてお手許に配りました防衛庁設置法に基づく政令及び総理府令に規定すべき事項案というのがございまして、ここに書いてございませうが、陸上幕僚監部におきましては、幕僚庶務室のほか左の六部を置く、監理部、第一部、第二部、第三部、第四部、第五部となつております。それから課は第二項に書いてあります通りに、総務課、募集課、厚生課、法務課、監察課、警務

附則に書いてあります通り、「公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。」というふうになつております。遅くとも施行の日までには出さなければならぬと思います。

が、第二幕僚監部を見ますと、一応防衛省の所掌事務のトップに防衛幕僚監部の所掌事務のトップに防衛幕僚監部というものはいいですね。今度新たに追加するんですが、二十三条、これは従前の保安庁の第一幕僚監部によりまして、保安庁の第一幕僚監部に、第二幕僚監部を見ますと、一応防衛省の所掌事務のトップに防衛幕僚監部の所掌事務のトップに防衛幕僚監部というものはいいですね。今度新たに追加するんですが、二十三条、これは従前の保安庁の第一幕僚監部によりまして、保安庁の第一幕僚監部に、第二幕僚監部を見ますと、一応防

「なり来るようですね。それから国防會議はあれは防衛會議では工合が悪いのですか、どうですか。非常に字句が曲乱するのですか。」

のですが、伺うのですが幕僚機関と
どういう意味に解するのでございま
ようか。今日大分言葉の定義が出ま
たから、定義を一つ連記に残してお
ために、長官の幕僚機関ということ
ういふことの定義でありますこと

と、その御説明聞くというとき、それ
るが今の感じを持つのですね。と
そういう感じが持つのですね。と
ろが今の御説明聞くというとき、それ

すると、幕僚機関というものの定義は、どう定義付けるのです。文字から来る場合は、今言つたような普通は意味ですけれども、この自衛隊、防衛庁で定められております制度の建前は、いわゆる幕僚機関であり、実行機関なんです。

○政府委員(加藤陽三君) 今申し上げましたのは、長官の補佐機関である、部隊の実際の行動につきまして、長官の命令を執行するという任務を持つておる。こういうふうな部隊行動につきまして、総大将を補佐するものは、日本の今までの言葉の使ひ方でも幕僚といふような言葉を使つておつたのが多いものでございまして、保安庁の際におきまして幕僚という言葉を使つたわけでありまして。今回それを踏襲したということになつております。

○山下義信君 補佐機関ということも、意味は非常に広く用いられますが、補佐機関という、普通世間では常に長官の側近にあつて、この節々なか側近がたゞさんおられますが、側近にあつて長官に離れずに補佐するものが補佐機関ですね。ところが幕僚長といふものは長官の側におられるばかりに限つたことではない。つまり指揮命令をするときには、或いは遠く長官から離れる場合がある。それですから、これはあく補佐機関と言へば、千里の外において指揮すること、長官の指揮することとを代つて指揮すれば補佐とは言へませんけれども、補佐と言へば普通の概念ではそばに、身辺にあつて補佐するのが補佐機関ですね、普通は、ですから普通の補佐機関とも違いますね。

○政府委員(加藤陽三君) 補佐機関という言葉を使わないで幕僚機関という

言葉を使ひましたのは、今申し上げました通り、部隊の実際の行動について長官を補佐するといふものでありますので、昔の軍隊等につきましても実態が似てゐる、そこで幕僚という言葉がよからうということなんであります。これが防衛庁長官と離れて行動するといふ場合はないことではないと思ひますが、建前といたしましては、長官のそばへくつ付いて長官を補佐するといふのが建前であらうと思ひます。

○山下義信君 それで幕僚機関という名称の意味を承わつたんであります。が、それで私がお尋ねしたいのは、こういう制度はたゞさん、ありていに申しますと諸外国にもありませんか。

日本ではこの種の制度の例は私に聞かして余り聞かない。それで、つまりまあありていに言へば、参謀と部隊長と兼ねるのですね、幕僚長といふものは、ですから言い換へるといふと、昔の式で言ひますといふと、自分が作戦としてそうして一応それは保安庁長官の、防衛庁長官の承認も受け、認可も受け、お指図も受け、今度はその作戦が実行に廻されて、今度はいろいろな本当の部隊の指揮命令となつて、それを又承わつて幕僚長が今度は部隊を進めとか退けとか命令することになるのではないか。それではそれは自分の計画した通りが命令となつて現われるか、又それにいろいろ加減されて来るか別のことになつて来るかわかりませんが、要するところ普通の場合のみならず作戦したものを以てみずから部隊を指揮命令する。ですから、言い換へると、普通は別々の建前で行くべきですね。それを一人にして兼ねる、機関で言へば、一つの機関が兼ねるというよ

うな制度の建て方というものは、何かこれは則るところがあつてお立てになつたんでしようか。これは従来こういう制度であつたんであります。知りませんが、自衛隊においてこういう制度をお作りになつたんでしようか。何か範をとるところがあつたんでしようかどうでしようかというところをお伺ひいたしたい。

○政府委員(加藤陽三君) これは今までの日本のまあこの種の機関についてはいさういふ制度が私あつたといふことを承知しておらないわけでありまして現在の米国の軍の組織におきましては、陸軍の参謀総長といふのはやはり長官の補佐機関であり、同時に長官の指示された大枠の中において部隊に対して或る程度の執行命令権を持つておるといふように承知しております。

○山下義信君 どこですか。

○政府委員(加藤陽三君) 米国です。

○山下義信君 はほう。

○政府委員(加藤陽三君) その制度を保安庁のほうのときに参考にして作られたのであります。これはいろいろ衆議院方面でも御意見がございましたが、我々としては今までの運用の経験からして、こういうやり方がよろしいと思つてやつておるわけでありまして。

か。この制度の長所ですね。私は作戦と指揮命令と、作戦といふものと実行といふものと、言い換へると静と動でなすわ。ですから静かに思考をめぐらさなきやならん仕事と、馬に乗つて、この頃馬に乗らんでしようけれども、まあ自動車でもなんでも一線に最尖端に立つていゝゆる隊員と共に本當の実行行動に移るといふ動の仕事とは、これは必ずしも非常に相違した二者不可分であるほど都合がいいと言ひ得られない仕事に性能がよいと思ひます。

この辺で一つ内部部局長の各局長の軍事知識の豊富などところを御披露願ひたいのですが、この制度はどういう長所があるのでしょうか。私は少し欠点が目につくような気がするのです。この帷幄の幕僚の仕事と部隊の実行の仕事とですね。ですから、例えば文字や法律の上にならうして現わしますといふと、如何にも都合がいいようにあります。が、実際になりましたと幕僚長といふものが指揮命令してつとと部隊と一緒にいきますと、その幕僚長つまり幕僚ブレンといふものはどこにおられるのでしょうか。

○政府委員(加藤陽三君) その点は私の説明が少し足りなかつたのでございしますが、これは指揮すると申しまして、第一線において指揮するといふのは、第一線にいます。第一線のほうの部隊につきましてはそれ／＼の指揮官がおるわけでありまして。この幕僚長といふのは、いろいろ／＼な防衛の計画なり何なりを立てまして長官に御承認を受ける、その受けた方針に従ひまして第一線の指揮官に対して長官の命令を傳達し、細部について長官の命令を執行する、こういうことになるのであ

ります。自分が直接現地へ行くといふものではないのであります。

○山下義信君 そうですか、わかりました。私はこれが相當な編成された一つの何といひますか部隊を、場合によつてはさういふふうな連合組織といひますが、さういふふうな編成の本當の実行の指揮官になるようなこともあつたかと思つた。これはしよつちやう家の中におつて、要するところ長官の指揮命令をするといふ、部隊長に実行命令をする伝達の実行機関ですね。

○政府委員(加藤陽三君) お説の通りであります。

○山下義信君 そうですか。これで私の疑問が氷解しました。

○木村福八郎君 日本の旧軍隊の幕僚長と今ここで規定せられておる幕僚長の違いです。やはり幕僚長の指揮が、アメリカにおいてはさういふ制度がある。併し日本においてはそれを聞いたことがない。そこで旧軍隊の幕僚長と、今度の幕僚長とのその指揮の点が違ふのだらうと思ひますが、その指揮といふのは、今山下委員の聞かれたことに對する御答弁では、すぐ部隊を指揮するとか、さういふことではない。併し指揮権はある。その指揮権といふものはさういふ内容のものです。旧軍隊と違ふ指揮権の内容ですね。

○政府委員(加藤陽三君) 昔の日本の陸軍について申し上げますと、陸軍大臣、参謀総長、教育總監、三人おつたわけでありまして。これは三長官と稱しておつたわけでありまして。陸軍大臣が軍政を專管する、参謀総長がいろいろ軍令の事項を扱う、教育總監が教育のことをやる、さういふことになつておりました。これはその陸軍の制度に比

べますと非常に違ふのであります。幕僚長と言いますのは、そういう仕訳の意味の軍政、軍令、教育、合せたものをすべて一応包括して処理する。そのうちで基本的なものにつきましては、これは内部部局の補佐によりまして長官がおきめになる。すべてに亘りますけれども、上は長官が握られておる。その長官のきめられた枠の中でそれを執行するということになるわけでありまして、昔は軍政は陸軍大臣が専管し、作戰及び統率の指揮は参謀総長がやつたというのとはちよつと比較がしにくいだろうと思ひます。

○木村義信(加藤陽三君) そうすると、先ほど指揮権があると、そういうところが前の日本の幕僚長と違ふところだということが衆議院でも議論があつて、辻さんは旧軍隊にはこういう制度がないのだからと非常に反対をされていたようですね。ところが野村吉三郎さんは、これはアメリカと合同作戰をやる場合に、やはりこういう制度だと都合がいい、そういう意味で賛成であるというふうな、そういうようなことを言われるので、これはまあ賛否があるようですが、これは私軍事知識がないもので、軍事専門家の間で意見が分れてゐるわけですね。それで幕僚長にはこういう指揮権を与えるものじやない。辻さんがどういふうにこの指揮権を解されたのか私は知らないのですけれど、とにかく反対してありますよ。野村さんのほうは賛成しておられるのですよ。それで政府のほうとしては、特に軍事的な面からどういふうにこの賛否の論に対して考えておられますか。

○政府委員(加藤陽三君) 今御説明し

ました通り、指揮権と申しましても大きな方針なり何なりは長官がおきめになることでありまして、幕僚長というものは長官のきめられた枠の中で長官の命令を執行する趣旨の指揮権を持つておるわけでありまして、大きな命令は幕僚長だけでないのではありません。そういう意味においては私は大きな問題についての指揮権というものはないと思ふのであります。で、これはこういうふうな制度になりますと、自分が計画を立てて、そうしてそれについて若し長官の御承認が得られるならば自分が責任を持つて実行をすることでありまして、他のほうで立てた計画を実行するということよりも利点があるというところは御了解願へると思ひます。

○木村義信(加藤陽三君) これは岡村さんも、軍事専門家は、日本の旧軍人の人はやはりこういうのはおかしいと言つてゐるのですよ。我々は軍事知識がないから……、辻さんがそう言う。それから公聴会のときも軍事専門家がやはりそういう言つてゐるのです。それは旧軍人の考えであるからそういう考えを抱くので、旧軍人の解釈の仕方は間違つてゐるのか。それから野村さんの意見もあるわけですね。ですからやはりこれはアメリカの合同作戰の都合上、やはりこういうふうなアメリカ式にしたほうが都合がいい。我々の見方としてはやはりこういうところに、日本の今の自衛隊の組織的な性格というのはいさううと具体的に出来て来ていると、そういうふうな解釈を我々の立場からするとせざるを得ないのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) その点について私から多少補足説明をいたして

おきたいと思ひます。今木村委員の言われたように、この制度は決してアメリカと共同作戰をとり、アメリカに従属するためのなんではないのであります。御承知の通り、旧陸軍においては参謀本部あり、教育總監部あり、陸軍大臣あり、今加藤局長から言つた通りであります。殊に参謀本部と軍司令官との間にかく摩擦があつたことは御承知の通りであります。参謀本部がいちやうゆる軍の最高指揮を司ることが態度を以て臨み、いわゆる参謀肩章をつけたものでなければ軍人にあらずというふうな氣位を持つてやつたことは一般に認められたところでありまして、ここに大きな禍根があつたと私は考へておられます。今度の自衛隊においてはさうなことがあつてはならぬのであります。統一してすべてのものを運んで行く、その大きな筋から出ておるわけでありまして、それで幕僚長が自分で計画を立て、それを長官の承認を得て、そうしてそれを部隊に流して行く、ここに統一したものを運んで行くという観点から今度の制度というものができておるのであります。決して従属的であるとかアメリカと共同作戰をとるがための一つの手法としてやつたわけでは決してないのであります。

○山下義信君 今の指揮命令権に話が

なりましてから何うのでありますか、今度の階級でございませう、階級で陸将補というところでございませう、補といふことは、我が国においてはこれは從來使わなかつた。例えば次官でも次官補というふうなものは我が国にはない。まあ向うにはあるわけでありまして、私は何もこういう質問をして従属性というふうに結び付けようとは思ひ

○政府委員(加藤陽三君) その次だといふことですね。その位に入るけれども、その下だといふ……。

○山下義信君 別に意味がないのですか。

○政府委員(加藤陽三君) そういうふうなことの意味だと思ひます。

○山下義信君 殊にその補といふことの階級を設けましたのは、今アメリカにもあるわけですから、何かその階級のレベルが……。

○政府委員(加藤陽三君) これはまあアメリカ側のブリガディア・ジュネラル、リア・アドミラルというの、これは日本では代將補とか代將と訳しておりますが、その訳が正しいのかどうか、私は英訳の知識がないのでわかりませんが、たださういふことを別にしまして、いろいろの編成を考へてみまして、その編成の個々の場合に、補といふものはどういふうな階級であるかと考へてみますと、ここに出ておりますような陸將補、空將補、海將補といふような階級を設けることが必要になつて来たのであります。この補といふ言葉については特別な意味はありません。

○山下義信君 言葉の意味はさうです。これは原文は英語を翻訳したのでないでしようね。(笑聲)

○政府委員(加藤陽三君) そんなことはございませう。

○山下義信君 それで、私が伺ひますのは、これは決して意地の悪い質問をしているのじやないのです。これは日本が共同行動をとりましますときの指揮官をどうするかという点、これはもう何遍も、長官のお言葉を借りればしばしばもう出ることでありまして、それで

もうそのときはその都度話し合いをすることになつておると、こう言われるのです。で、まあ話し合いをするのになつておると言いますが、併し、およそ連合軍の部隊が、各国の部隊が集まつて共同行動をする、連合軍を作るといふたときには、何としてもそのときに階級の上の人が、まあ例の明治三十三年の、あれは何と申しますか、北清事変、ああいうふうな連合軍を作りましたときには、各国の一番高級者が指揮官になることが国際の例になつておりますね。で、日本のほうでは大將が行つておつて、そうして英國の少將の下に指揮につくというところはおおむねないように思ふのです。それで、私はこの階級を見たときに、一番上でも少將級にしてありまして、大將というものがありません。大將がありませんで戦争ができるかどうかは知りませんが、将棋で言う玉将なしに差すというふうなもので、大將というものがなくて、大將という名称は三派の折衝のときにも出たと新聞によく出ておりましたが、上の余り階級がこしらえてないのは何か日米の連合軍を作つて共同闘争をやるときに、大將のほうは向うにあるからこちらになくてもいいという深謀遠慮であるのでございまいしょうか、どうですか。(笑聲)とにかく私の伺いたいと思うのは、米軍と自衛隊が共同闘争をとるときには、やはり何と申しても我ががたは独立しておりますから、やはり部隊の行動というのは階級が物を言うわけです。これは自衛隊でもちゃんと職務上は上級者の命令に服すべしという服務の規定がありまして、いつでもこの階級の秩序が

保たれなければ部隊というものの行動ができるはずがない。これは自分の部隊でも然りでありまして、共同闘争をとる相手方の部隊とやつて行く場合におきましてはやはり向うの少將の下にこちらの少將がのこつて行つて行くようなことは、我ががたの部隊がそれを眺めておましてそれは非常に矛盾を感じ、何と申しますか、これは不合理、やはりそういうときにはこれは不合理、まあかなりの階級を、上級の階級がなければいづつ向うの下についておらなければならぬという感じがいたします。が、そういうことはどうなりますか。両方の米軍と日本軍とが連合軍を作るというときには、我ががたの階級と彼の方の階級の差も、やはり上級の者がおおむね指揮をとるべきだといふ方がなるべきかと思ふのであります。が、如何でしょうか。

○政府委員(加藤陽三君) 只今の保安隊におきましては保安官と保安官補、それから一等保安正と二等保安正といふふうな階級をきめております。保安官の中におきまして、特に幕僚長は待遇におきまして特別な給与その他の措置をとつておるわけでありまして、保安官の中にももう一つ区別があるといふことを先ず申上げておきたいと思ひます。(石原幹市郎君)適度に御進行願ひます。(と述ぶ)これは外国との共同動作のときにどうなるかといふことは、私はこの階級の差別は日本国内、日本国の上級、下級の関係でありまして、直接には関係ないのじやないかと思ふのであります。正確には存じておりますが、欧州軍の司令官はアメリカの大將で、その下にイギリスの元帥なんかが、副司令官なんかがついてお

るやに新聞なんかで承知しております。○山下義信君 わかりました。○矢嶋三義君 丁度今階級の名前が出たから聞きますが、隊員相互の間もそうでありまして、國民にとつても覚えやすいようにしたほうがいいと思ふのです。私はこれはやはり翻訳ものだと思つておるのですが、保安庁のときよりは幾らか今度は改進黨の主張で覚えやすくなつたと思ふのですが、保安庁のときの一等保安正補と一等警備士補と、呼ぶのも大変でしょうし、書くのも大変だつたと思ふのです。これは過ぎたことだから何ですが、自衛隊のほうで、統計処理的に考えても佐、尉、曹というふうな形で、ここに将、佐、尉と行けば、一、二、三等と行つていけるわけですが、途中で陸曹とか、海士長とか、空士長といふのが、こういうものが入つていますが、昔の伍長とかいふものが何が入つていましたね、これは何か軍隊としての職務上から一つこういうものが、別個のものになつてはならないのですか、そうでなかつたならば、体系として整へるならば将のところが一等がなければ二等、三等にして、あと皆一等、二等、三等、一等、二等、三等としてやるといふと全く統計処理方式になつて、隊員にも覚えやすいだらうし、それから國民にとつても非常に便利だらうと思ふのですが、どうしてこういうところに陸曹とか海士長とか、空士長といふのが一つ入らなくちやならぬのですか。これは万国共通の軍隊に合わせたわけですか。

○政府委員(加藤陽三君) これはこういう部隊の編成を考へますと、どうしてもこの程度の段階を階級的に設ける必要があるのであります。名前をどうつけるかといふことは、これは私は本質的なことではないと思ひますが、これはこういう名前が適當だらうと思つただけであります。ここに名称そのものについて本質的に絶対どうしななければならないといふことはないと思ひます。適當なものをおつけになつていいだらうと思ひます。

○山下義信君 関連して。私は名称はしばしば変更することはいかんと思ふのです。手間も大変でしょう。そしてこの呼びならわしは二年、三年、五年はかからなければ、ちよつと普通の者の頭に入るまではすぐ短時日にはできない。しばしば名称を変更することには私は何としても物心両面不利だと思ひますが、如何でしょうか。もうこれですつと行かれますか。又多少変更されましか。そして肩章などというああいうふうなもの階級の記章はこれは新たに自衛隊になりまして新たな階級章といふものが、すべてああいふふうな標識のものは変るのでございませうか、従来のものをお使いになりますか。

○政府委員(加藤陽三君) これを変へるか変へないかといふお尋ねでございしますが、これは私の答弁する範圍ではないと思ひます。名前をたゞ／＼変へることが望ましくないといふことは、これは私は言ひ得ると思ひます。階級章につきましては現在研究中でございします。この前も御答弁いたしました。が、略称等につきましては、陸海空統一したいといふ考へを持つております。

○矢嶋三義君 只今の幕僚監部の編成について意見がありました。私はこういうことを聞いておるのですが、如何ですか。この陸海空の幕僚長は軍令、軍政を扱つておるからこれは非常に危い、従つて例へば陸の場合をとりば文官なら文官を陸の最上責任者にして、そうしてその下に幕僚長を置いてこの指揮権を、命令権を実行するやうな機構にすな、陸海空をして置くほうが非常に安全だと、これは今度の立法で行くと陸海空それ／＼軍政、軍令を握るから、特に私は結局軍人か軍人の考へといふものが非常に強く出て来てやはり調整がうまく行かんのだらう、こういうことを人から聞いたり又この記事で見ますが、それはどういふふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) その思想はむしろ旧軍人に私は必要じやないかと考へております。先刻から申し上げておるやうに、幕僚長は長官の補佐役であると同時に命令の執行機関である。これを統一しておくことのほうがむしろ私は都合がいいのじやないかと、こゝろ考へます。(委員長進行願ひます)と呼ぶ者あり。○山下義信君 議事進行ですが、これは残余の防衛庁関係の各節も一括し、場合によつては自衛隊も一括しての質疑にするようにして頂いたほうがいいのじやないかと思ふのですが。(賛成)と呼ぶ者あり。○矢嶋三義君 節を追つて行きましたやう、ないときは……。○石原幹市郎君 あと部隊及び機関だから一緒にどうですか、第二章の残りは一緒に。○矢嶋三義君 三節は……。

○木村禰八郎君 今質問したのは空艇隊みたいなものを含むのか、落下傘部隊のようなものですね、この輸送する部隊……。

○政府委員（加藤陽三君） 輸送部隊の中には落下傘部隊のようなものは考えておりません。

○木村禰八郎君 化学部隊というものは、消毒とかそういうようなものとい

うお話ですが、毒ガスとかいろ／＼そういうものなんかはないのですか。

○政府委員（加藤陽三君） 毒ガスはございません。

○木村禮八郎君 それから方面隊のほうの対空特科群、これはどういうものですか。

○政府委員（加藤陽三君） これは高射

砲部隊でございます。

○木村禮八郎君 この対空特科群というのはどこへ設置されるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは具休

○木村禮八郎君 浜松にあるのはあれ

は何ですか。何か九十ミリの高射砲の特科群を持っておると言われておりますが……。

○政府委員（加藤陽三君） これは長官

直轄の高射砲部隊でございます。

○木村禰八郎君 それは対空特科群な
んでありますか、浜松の聞いておる
わけですが。

○政府委員(加藤陽三君) これはこの
図面で御覧願いますと、その他の長
官直轄部隊の中に施設、衛生、武器と
ございますね。その一番あとにその他

直轄部隊とあります。その中に入るものでございす。

○木村禎八郎君 それはどうしてここの方面隊の対空特科群の中に入らないのですかね。どうして特別に扱うのか。

○政府委員(加藤陽三君) これは方面隊、管区隊の活動上の編成の建前からいたしまして、方面隊というものの中には一つの対空特科群を持たなければならぬ。そのほかに長官直轄部隊として高射砲大隊を持つておりまして、必要に応じて随時配置し使用するということから別な編成になつておるわけでありませう。

○木村禎八郎君 それは特定のところでなく、どこでも遊撃的というところすけれども、遊撃的、そういうものですか。

○政府委員(加藤陽三君) 仰せの通りであります。

○木村禎八郎君 それからこの航空自衛隊の部隊編成の資料がないんです。これは頂きましたですか。……委員長資料ありました。で、その資料の中でちよつと伺いたい。これは頂いた資料の第四表これは部隊編成じやないのか、部隊編成じやなかつたんです。

○政府委員(加藤陽三君) それは第四表の技術部の第一課、第二課、第三課とあるのですが、これはどういふのですか。これはあとで出て来るのです。が、今ここで御質問してしまいます。

○政府委員(加藤陽三君) 航空自衛隊の技術部の第一課というものは、主に庶務的な事項を扱うものでございませう。第二課のほうは、航空機、通信機その他の電波機器の制式、企画、技術、資料の収集、技術指導、第三課が武器やその他の関連装備、例えば被服

とか防寒用品というふうなものの制式、企画、資料収集、技術指導というふうなものを扱います。

○木村禎八郎君 誘導弾なんかはこの部で担当するのですか、誘導弾。

○政府委員(加藤陽三君) 誘導弾の研究は今このところ考えておりません。

○木村禎八郎君 考えておりません。それでは部隊編成それで終ります、私の質問は。

○委員長(小酒井義男君) 三節あります。せんですね、いいですね、それでは四節。

○矢嶋三義君 第二十六条第五号、これはいつかちよつと出たかと思うのですが、この「防衛に関する情報の収集及び調査に関すること」、これと十二条の四号「情報の収集整理に関すること」、この一方は整理になり、一方は調査になつておりますが、この関連はどうなつておるのかということ、それから情報の収集というのは自衛隊だけでやるのか。それとも治安出動その他国内的なものがあつたので、私はお伺いするのですが、国警等々との連絡もつて、双方共同してやるような場合もあるのか、それらの点についてお尋ねいたします。

○政府委員(加藤陽三君) 統合幕僚会議の所掌事務としてあります。「防衛に関する情報の収集及び調査」というのは、主として軍事専門的な立場から考へておるのであります。十二条の防衛局のほうは、防衛局の所掌事務それ自体がすでに単なる専門的な見地ということよりもつと広い、政治、経済的な考慮をも含めたことで情報の収集をするというふうになつております。

又警察方面との情報の連絡調整も必要なこととございませうし、これは防衛局で所掌することに相成つております。

○矢嶋三義君 そういう専門家の養成をやつておりますか。

○政府委員(加藤陽三君) 情報収集の専門家という御趣旨がどう解釈していかと思うのでありますが、情報の収集に必要な職員は、これは常時職務としてやらしてありますから、だんだんと慣熟はして参るだらうと思ひます。

○矢嶋三義君 警務官はこれにタッチしませんね。

○政府委員(加藤陽三君) 警務官は別の職務を持つております。情報の収集には関係いたしません。

○木村禎八郎君 二十六条「統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に関すること」ですが、この前戦と後方との部隊編成ですね、これはしよつちゆう問題になるのですが、今の保安隊ほどの程度なんでしょうか。

○政府委員(加藤陽三君) 主動部隊に對しまして後方部隊が約三割でございませう。

○木村禎八郎君 三割ということば、例えば前戦が一万だとすると、後方は三千と、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(加藤陽三君) さようでございます。

○木村禎八郎君 そうすると、今の保安隊ですね。自衛隊はどのくらいになりますか。

○政府委員(加藤陽三君) 現在差当り三割でございまして、今度自衛隊になりまして、殆んど変りございませう。若干、一割くらい減る計画になつておりますけれども、殆んど変りないと思ひます。

○木村禎八郎君 これはちよつと最初からこういう比率なんですか。それともこれはちよつと変化を辿つて来たのですか。どうも三割というのには非常に少ないかと思うのですが、前には関東軍なんかは、これは大陸ですけれども、一対〇・七とか、前線一万、後方七千といふふうに、これは私専門家でありませんから、そういう人たちに聞いたところでは、そうであるということでもあります。そうすると、その半分以下です。これは前にはもつと多かつたように聞いておつたのですが、最初は一対一くらいであつた、前線一万、後方一万、それに今三割というののは、非常に少ないのでちよつと腑に落ちないのですが、それはまあ多かつたけれども、最近そういうふうに変つた、こういうふうになりましたか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは我考えた特殊の編成方法であります。御承知の通り、旧軍隊のときは、今お話を通り、アメリカあたりの後方補給部隊というのは相当たくさん持つております。ソヴィエトもそうです。併し日本の今の情勢においてはこの程度が適當であると考えておるわけでありませう。これは御承知の通り、大陸作戦を目的とするのではないのでありまして、主として外部からの武力攻撃に對して対処する部隊でありますから、その辺は旧軍隊、或いはソヴィエト、アメリカ、そういうふうな編成とはよほど異にしております。

○木村禎八郎君 それは最初からずっとそうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうで

ておりますけれども、殆んど変りないと思ひます。

○木村禎八郎君 これはちよつと最初からこういう比率なんですか。それともこれはちよつと変化を辿つて来たのですか。どうも三割というのには非常に少ないかと思うのですが、前には関東軍なんかは、これは大陸ですけれども、一対〇・七とか、前線一万、後方七千といふふうに、これは私専門家でありませんから、そういう人たちに聞いたところでは、そうであるということでもあります。そうすると、その半分以下です。これは前にはもつと多かつたように聞いておつたのですが、最初は一対一くらいであつた、前線一万、後方一万、それに今三割というののは、非常に少ないのでちよつと腑に落ちないのですが、それはまあ多かつたけれども、最近そういうふうに変つた、こういうふうになりましたか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは我考えた特殊の編成方法であります。御承知の通り、旧軍隊のときは、今お話を通り、アメリカあたりの後方補給部隊というのは相当たくさん持つております。ソヴィエトもそうです。併し日本の今の情勢においてはこの程度が適當であると考えておるわけでありませう。これは御承知の通り、大陸作戦を目的とするのではないのでありまして、主として外部からの武力攻撃に對して対処する部隊でありますから、その辺は旧軍隊、或いはソヴィエト、アメリカ、そういうふうな編成とはよほど異にしております。

○木村禎八郎君 それは最初からずっとそうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうで

ておりますけれども、殆んど変りないと思ひます。

○木村禎八郎君 これはちよつと最初からこういう比率なんですか。それともこれはちよつと変化を辿つて来たのですか。どうも三割というのには非常に少ないかと思うのですが、前には関東軍なんかは、これは大陸ですけれども、一対〇・七とか、前線一万、後方七千といふふうに、これは私専門家でありませんから、そういう人たちに聞いたところでは、そうであるということでもあります。そうすると、その半分以下です。これは前にはもつと多かつたように聞いておつたのですが、最初は一対一くらいであつた、前線一万、後方一万、それに今三割というののは、非常に少ないのでちよつと腑に落ちないのですが、それはまあ多かつたけれども、最近そういうふうに変つた、こういうふうになりましたか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは我考えた特殊の編成方法であります。御承知の通り、旧軍隊のときは、今お話を通り、アメリカあたりの後方補給部隊というのは相当たくさん持つております。ソヴィエトもそうです。併し日本の今の情勢においてはこの程度が適當であると考えておるわけでありませう。これは御承知の通り、大陸作戦を目的とするのではないのでありまして、主として外部からの武力攻撃に對して対処する部隊でありますから、その辺は旧軍隊、或いはソヴィエト、アメリカ、そういうふうな編成とはよほど異にしております。

○木村禎八郎君 それは最初からずっとそうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうで

ておりますけれども、殆んど変りないと思ひます。

○木村禎八郎君 結構です。

○山下義信君 ちよつと関連して。今の前線部隊と、後方部隊との編成の比例ですね。それらは平時の、いわゆる出動しない普通の状態のときの割合であつて、防衛出動等のような必要な場合には、この比率などは變つて来るのでしようね。そうですね。

○政府委員(加藤陽三君) そのような場合もこの比率で行く計画でございませう。

○山下義信君 それでは私は何うのです。自衛隊の補給能力というものがどの程度の補給能力があるのか。又現在のいろいろ、そういうふうな後方補給の準備状況がどういふ状況にあつて、どの程度までそれらが計画せられてゐるのですか。従つてどの程度の部隊がどの程度の防衛出動をしたら、どの程度の補給が又何日間くらい補給能力があるのかといふようなことですね。これは何えびとこで答弁されますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは只今資料がございませうので、あとで御報告させていただきますと思ひます。

○山下義信君 いや、私が何うのは、資料があれば、それは頂きまし、御説明になると言え……いや、決して御心配なさる必要はないのです。(笑) 私が何うのは、それは適當に公表なさるものならば、公表をして頂いて、資料も頂き、御説明も受けますが、私はこの頃の防衛組織、民主的になつて参りますと、何もかも皆さらけ出して余り包み隠さないように、よき意味ならば国民にこれを知らしめるといふことでありますが、同時にこれは相手があつたらば、相手にも知

らせることになるわけなんです。そういうことも何もかもいわゆる防衛能力というものを隠すところなく、包むことなく皆これは公表なさるのですか。大体なさるのですか。やはり一部は言えられないところの内容とか程度とか準備状況、いろいろそういうようなものがあるのですかというのを私は伺いたいです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 編成等については、これは成るべく国民に知らせたいと思っております。併しながら今おっしゃる通り、ものによつてこれは全部公表するというわけには参りません、こう考へております。

○矢嶋三義君 ちよつと関連して。今の日本の国で、国会の要求に対して公表できない。公表を拒否することのできるものがありますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は国会というのを言つておるのではありません。今山下委員の御質問の点について……

○山下義信君 聞かれたら答えられますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) それは無論国会において審議の対象となるものはお話しするつもりであります。

○山下義信君 わかりました。その御方針さえ承つておれば、よくわかります。

○木村篤太郎君 これはやはり重要ですから伺つておきたいのですが、いろいろな細かい部隊編成とか、その他後方と前線のいろいろな比率を聞くのは結局予算に關係して来るのですか。全体としてその形によつてどの程度の防衛負担になるのか。そういう我が国の予算審議をやつて行くときに、秘密

保護法が出ますね、これとか、又今度のは今のMSA關係ばかりではなくして、拡大したような場合、そういうときに今後やはり国会でも秘密に亘つて説明できないというようなことはないわけですね。

○国務大臣(木村篤太郎君) それは場合によつては秘密を聞いてやることもあるだろうと思ひます。

○矢嶋三義君 先ずその点伺つて次へ参りますが、昔の陸海軍は予算の主要だけがわかつておるのであつてその細目については秘密にしておつた部分があるわけですね。これはやはり軍事的な要求から又必要性からそういうことがあつたわけでしょうか、長官は近く自衛隊法全般にかかるところの秘密保護法を制定して、旧陸海軍が會つて行なつたような事態が近く日本に再現するのではないかと私は心配してゐるのですが、現在の、先般国会で通つたのはMSAによる貨物兵器のみであつたのですが、そういう心配はありませんかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 心配には及びません。ただ私はこう考へております。自衛隊はいつも申し上げるやうに、外部からの不当な武力侵略に對して対処し得る部隊なんです。これは外国と戦をする目的ではない。不時のそういう攻撃に對して我々の国土を防衛して行く、この任務であります。先刻からですが、あなたのお話を承つておると、戦争々々というお話があつた。戦争目的ではないのです。全く我々は他国の侵略に對して国土を防衛して行く、そこに主眼があるのであります。従つて昔の軍隊のような性格と

は違ふ。これは私の考へ方でありまして、従ひまして日本の国土を防衛するに當つてもこれは秘密にしなければならぬ部分は私は率直に言つてあると思ひます。この間の秘密保護法はアメリカから供与を受けた装備品についての秘密の防衛であります。これは私の私見であります。将来自衛隊においても相當秘密保護を要することが出て来るのじやなからうか、例えばこの間山下委員のお話になりましたような暗号の問題とか、或いは防衛出動をした場合に、その出動の状態、これなんかは明らかにされない場合、今はこれはそういう保護法はないのでありまして、たし方ありませんが、将来の懸案としてそういう場合も出て来るのじやないかと私はこう考へております。

○矢嶋三義君 そういふうに拡大されて参りますと、国防といふことは大事であります。と同時にやはり憲法の基本的な人権に、或いは国民の所有権といふものに抵触して来る面がかなり出て来ると思ふのです。従つて私はやはり憲法の改正という前提に立つてからでなければ、長官が希望されるやうな私は完璧なものとは作り得ない、こういうふうな考へますが、如何でござい

ますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は憲法の範圍内でできると思ひます。勿論人権は擁護しなくちやなりません。国民の財産も保護しなくちやなりません。併しながら不当な武力侵害を受ければそれこそ国民の人権を根こそぎ持つて行かれるのであります。その国民の人権を擁護するためにできるものであります。それについての秘密を保護することは私は當然なことであらうと考へ

ております。併しそのやり方については、国民に迷惑のからんやうに、これをすべきはこれ又言うを待たないところであると私は考へております。

○矢嶋三義君 さつき、長官は私の言葉をとらえて君は戦争、戦争と言つておるが云々と言われておりますが、併し大東亜戦争の始まつた當時を考へても、日本の経済封鎖を、自分の国を守るために突破するためにあの戦争といふものはやはり起つておるのですから、だから必ずしも長官の言われる通りでもないと思ひます。意見の討論になると思ひます。意見の討論に、統合幕僚會議のところで伺いたい点は、先ほども国防會議の質疑のとき、緒方副総理が答弁されたやうに、統合幕僚會議等の軍事的な要求を国防會議で或る程度抑制するつもりだ、こ

ういふ答弁をされておりました。それはまあその通りだと思ひます。統合幕僚會議が純軍事的な立場から長官を補佐される、それから内局のほうは総合政策的な立場から長官を私は補佐されど、その調整はどの機関でどのやうにして長官は長官としての結論を得られるのでございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは各部門があるのであります。統合幕僚會議においてやること、防衛局でやることと重複する部分もありましようが、その目的は異にしてあります。それが全部長官の手に来て長官は各参事官の補佐を得て決定すべきであらう、こう考へております。

○矢嶋三義君 長官の最高のブレインは参事官になるわけですね。その参事官の大部分は内局の官房長及び内局の

五局長であるとすれば、やはりこの自衛隊の心臓部は官房及び内局、ここが実権を握つて、このあり方自体で自衛隊は大きくもなれば小さくもなる。私はここにすべてがかかつておる。そういううちにその内局の役割の大きさを認識いたしますが、さよう承してよろしくございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 内局と同時には幕僚長が補佐役をする。両々相対つて長官の補佐の全きを期することになつてゐるのであります。

○矢嶋三義君 いや、もう一回くどいようですが、さつきの長官の答弁では、統合幕僚會議のほうは純軍事的な立場から自分を補佐する。内局のほうからも意見が出て来るであらうが、自分が決断を下す場合に補佐するのは参事官であるから、参事官の意見を斟酌して自分の結論を出される、こ

ういふに答弁されましたので、私は先ほど御質問申し上げたやうな感じを持つたわけでありまして、そうしましたところ、幕僚長と内局と両方相待つておると申されれば、これをどこで一人で調整されるのか。どの機関で調整して、そうしてその両面からの要求というもののあなたに結論を出されるのか、この点承りたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 實際においては幕僚長も内局の参事官も恐らく合議体において會議を開いて長官もそこで意見を調整することになると思つております。

○矢嶋三義君 二十六条の統合訓練計画のところをちよつと簡単に承ります。昨年富士の裾野で行われました演習は、保安隊発足以来最も大規模な演習だつたと思ふのですが、ああいふ演

習は、保安隊発足以来最も大規模な演習だつたと思ふのですが、ああいふ演

習計画をここでやられるわけでござい
ますか。

○政府委員(加藤陽三君) 陸上自衛隊のは陸上幕僚監部において行うわけでありませう。ここは統合のやつをやるわけでありませう。

○矢嶋三義君 昨年の富士でやつたのは警備隊が入っていないから、それで第一幕僚監部だけだ、こういうわけですね。

大きな問題で、もう重大問題であります。が、内部組織の中で今度新たに統合幕僚会議というものを新設せられたのは、これは非常に注目すべき私は相当重大な点だと思っております。それで、名前は会議という名が使っておりますけれども、これは一つの組織なんですね。で、まあ議長というのにも、実際の運営は会議体になされるのか。私は会議という名が使ってあって、議

○政府委員（加藤陽三君）　そうです。
○矢嶋三義君　それでは参考に承わつておきますが、あの富士の裾野でやつた訓練ですね。あれは保安隊始まつて一番大きいでしょう、今まで……。どのくらい費用がかかったかという点

長という名が使つてあるけれども、いわゆるその普通の今日問題になつたような審議機関であるとか、諮問機関とかといったような会議体のもではないとして、会議という名が使つてあり、議長という名が使つてあつても、これ

と、それからこの統合幕僚会議ができるのですが、三軍の統合訓練計画というものは、第一回総合訓練をいつ頃やられる予定にされておられるか、その点承わつておきます。

○政府委員（加藤陽三君） 富士の演習の費用は約二千万円であります。統合訓練計画は、まだ計画は立つておりません。

は一つのやはり組織機構というふうに思うのです。と申しますのは、この構成員は何と言いましても自衛官でありまして、やはりこれは上下の階級というものがある。従つて議長というものは自衛官の最上位とある。私はこれを誤解いたしまして階級が一番上かと思ひましたらそうじゃなくて、待遇を上位にするのだ。つまりまあそういうこ

○矢嶋三義君 私は富士の裾野の演習
を見に行きましたが、三重県方面から
も随分部隊が来、北のほうからも来て
おりましたが、あれだけの大規模の演
習、二千万円で済みますか。

○政府委員(加藤陽三君) 約二千万円
であります。

とでありまして、わかつたのでありますが、併し何としても階級がある。従つて平等な立場の者が集まつてそれを會議して多数決で決するといふ普通の觀念の會議というやうなものでこの事務が運営せられるものじやない。まあ第一幕僚長が陸将補で第二幕僚長が海

○矢嶋三義君 そのうちに参考にその支出の細目を一つ出しておいて下さい。将来の参考にいたしますから。

○山下善信君 私は今度の防衛庁設置法の中でいろいろ重要な点があると思うのでありますが、まあ国会議のようなのは、殊にまあ政治的に非常に大

常時下僚という立場にもありましようし、一つの機構と私は解するのです。

それでなか／＼これは重大な構想であると思うのでありますが、要するところ、命令機関というものがいわゆる外に出て、私はいつか外苑で鶴岡式を拝見しまして、それで今から思いますと、あれは幕僚長が指揮されたのだと思う。家の中において指揮命令を伝達されるだけでなくて、いわゆるやはり外でも部隊を指揮されるものかと思つておりましたので、幕僚長というのは、それは直接外では管区隊長とか方面隊長というもので指揮命令するのであつて、号令をかけるものではないのだということをだん／＼理解して参りましたですが、それにしても指揮命令権がある。こういう人たちが集まつてここで一つのがちんとしたスクラムを組む相当重大な機構がここへ作られ

するといったような機関のいわゆる首脳部が相集るといふ一つの強力な機関を必要とするということ、こういう機構が新たに考えられたものかどうか。従つて私は今二つの質問を申上げたいんですが、一つは会議といふ名称であるが、これは立派な一つの組織、それから第二点は、こういう指揮命令権を持つておる人たちが或いは長官の幕僚、いわゆる幕僚機関としてなお最もあり力にするこういう機関を設けられた理由、これを承わりたいのです。そして第三には、いわゆる世間で申します武官なり制服なりという、いわゆる部隊のほうの直接の人たちの非常に有力な立場になる、いわゆる防衛行政といひますか、その中枢の線はここに移るといふ虞れがこれはあるよいうな気持もするのです。それで内部部局がいろいろ諸計画、諸事務の上に

る軍隊というものを截然と分けて独立したときには、この統合幕僚議長というものが、いわゆる俗に言う統帥権の最上位に位するような形になって統合幕僚会議議長というものは大將に当り、元帥に当るといふような感じがとれるのです。今は暫らく衣を着て防衛庁の屋根の下におるような形になっておりますが、これが若し独立したら部隊の最高指揮官になるといふようなふうに見えるのであります。それで私はいろ／＼そういうふうな点に疑問をもちますので、統合幕僚会議の性格といたしますが、正体というものを、これを忌憚なく一つ、又弊害があればこういふ弊害があるか、その点は注意して行くだというような点がありましたら、この機構を置かれる狙いなり、いろいろ率直に私は一括して承わりたいと思う。

において長官を補佐する建前になつておるが、併し法律や制度の上では区別ができませんが、實際は実力がここに移るんじゃないか。そして統合幕僚議長と云ふものがある。これがややもすると防衛庁長官を凌ぐがごとき力がここに集中する。そのような虞れというか、その集中するものが或いは至当なのか、そういうことを考へられておるのか。言い換へると、このうちから私が伺つておりますような防衛庁という行政組織と、自衛隊という行政組織と、この自衛隊を独立の軍隊の姿になからしむるためにこの防衛庁の屋根の下に置くがごとき形がこつてあるから、こういう組織になるが、併し若し軍政と軍隊というものゝ、いつくるめて一つでありますけれども、言い方をちよつと直しますけれども、こういう防衛行政と實際の行動す

る調整をとつて、そこでこの三幕の会議に各幕僚長が集まつて終始調整をとつて行く。殊に統一的防衛計画、これは勝手に立てられては困る。先日申上げた通り、津路海峡をどう防衛するか、陸上自衛隊は勝手な計画を立てたのでは困るのであります。これは三幕の幕僚長が会議に集まつてここで十分なる調整的の計画を立てて行く、そしてこの三幕の摩擦をなくして行く、という狙いが根本に立っているのではありません。これに何も実力も持たせるという考え方は少しもありません。申すまでもなく各幕僚長は長官の命令を執行する機関であります。この会議の幕僚長は執行機関じゃないのであります。計画を立てて行くということが目的であつて、設置を試みた次第であります。

○山下義信君 わかりました。わかりましたのであります。その御趣旨を貫徹するということになりますと、三軍相反しないようにという過去の苦い経験も修正するのだというところは御尤もに思ふのであります。御尤もに思ひまして、私何も無意味に賛成するわけではないのでありますけれども、その趣旨を活かすということになりますと、この議長という立場のかたのこの権限というものが明確でない私は調節の任務が全うできないのじやないかと思ふのです。つまり言い換へれば、三軍を調節し、調節不可能ならば議長が裁断を下し命令もできないければ、私は権限がなければ調節の目的は達せられない。ただ階級を上におくというだけでは私はその目的が達しがたい。議長の権限がこの条文を見ますと極

めてその趣旨に副うような明確な権限がないように考えられますが、地位が非常に高きにおかれてあるようでありまして、實際その議長の権限というもの、この条文の上では明確に見えないようでありまして、果して権限なくして如上の目的が達せられまいようか、如何でございましょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はさうな大きな権限を持たせないほうがむしろ会議の運行を円滑にやれるのじやないか、こう考えております。考え方は幾つもありましよう。併しここでフリー・トランキングの形で以て円滑に話合つて行つてそこに結論を出すといふことが却つていいのじやないかと、こゝういふ思想の下にかような点について権限を持たせなかつたのであります。

○山下義信君 その御趣旨もわかりました。その御趣旨が果して実現できるかどうか、その通りになるかどうかというところは又それ／＼の見方によることとありますが、統合幕僚会議の議長というものは、長官の指揮命令権を代行したり、取次いだり、いわゆる幕僚長のようなことは全然できないようなことになつておるようでありまして、さうでございましょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そうでございませう。

○山下義信君 わかりました。

○委員長(小酒井義男君) 第四節、ほかにありませんか。

○木村篤太郎君 ちよつと簡単に、これは重要ですから。私は軍事専門家の識がないものですから、やはり専門家のい／＼意見を聞いて参考にしつて質問するのですが、公聴会で大越公述人

が述べられたところによると、結局幕僚長というものが実質的に非常に強くなるこれは従来の経験から言つて、結局部隊の隊員というものは、自衛隊員はどこに団結するかというところ、結局幕僚長というものを中心に団結するのだらう。長官を中心に団結する、或いは又総理を中心に団結するといふより、實際問題になると、結局経験のある、又い／＼軍事的な知識も豊富な、又さういふい／＼な経験もある、さういふ幕僚長を中心に団結する。さうすると、幕僚長というものが實際には非常に、何と云ふか、軍事的な団結の中心になつて、さういふ人の意向によつて、前には黙れと言つた局長がおりましたけれども、さういふように、階級が下でも、さういふ人が非常に実力を持つて影響力を及ぼす、さういふときに、結局陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長を以て統合幕僚会議が構成されるのですけれども、そのときの議長です。議長がやはり、今長官はむしろ余り権限がないほうがいいというお話しですが、さういふような場合に、やはり何か例えれば前の二・二六事件というやうなことがありますね、さういふやうなときに、あのときは上のほうの人が集まつて、い／＼／＼會議をされて、あの收拾に随分努力されたのですが、さういふとき、何かさういふ議長に相当やつぱり強い権限があつたほうが幕僚長というものが著しく、実質的にです、実質的に強化されて弊害を及ぼすやうなことがないようにするために、やつぱり議長に相当調整する権限があつたほうがいいじやないかと思ふのですが。

○国務大臣(木村篤太郎君) さういふ御懸念ならば、統合幕僚会議の議長が又どういふことをやるかわからんといふやうな懸念も生ずるのではありません。私は大越君は昔からよく知つておる、あれは参謀本部の班長をやつておつた。私は非常に親交がある。非常に頭のいい、ロシア語に對する……、今の事情については経験はどうか、知識はどうか知らんけれども、昔は相當のロシア通なんです。私はよく知つておる。併し近頃の軍事情勢についてもう少し研究をしてもいい。実を言つと見方が違ふ。よほど見方が違ふ。我々は非常に検討して、昔のような弊害を再び繰返させてはいかん。それから我々あらゆる角度から研究して来ておるものであります。昔の軍人の見る眼と我々の見る眼と、多少そこに趣きがあるものがあるのではありません。それで、この幕僚會議の議長あたりも執行機関であつてはいかん。無論これは上位であつて會議の議長でありますから相當の人物を持つて来なければならぬ、これは調整案として働かせるのがいいんじやないか、こう考へております。

○木村篤太郎君 實際に先ほどまあ私申し上げましたが、我々は軍事的な専門的知識がないわけですから、専門家の意見をい／＼／＼参考にするよりしようがないのですけれども、さういふ弊害があり得るといふことは説明からもわかりました。やはり具体的に幕僚長を中心に団結している。それを何か弊害を是正する考慮がここになされておるかというとなされてないといふのです。なされてないから、それに対して大越氏は案を言つておられます。こうしたらいいんじやないかといふことを言つて

おるのです。それでどういふふうにしたらいいか私は専門家じやありませんからわかりませんが、一応氏はこうしたらばさういふ弊害がなくなるのではないかと、ところがさういふ案を仮に採用しないとする、このままではやはり弊害がある、さういふことを指摘されているのです。ですからこの二法案をこのまま通過してしまつたら非常に危険であるといふことを指摘されているのです。それで危険の部面はどのやうなところにあるかといふと、やはり軍が独裁になる危険がある。それはどこであるかといへば、結局幕僚長を中心に団結してそれによって独裁になつて行く危険がそこにある、具体的に言へば、だからこれに對してさうでないやうにするにはどうしたらいいかといふことを述べておるので、さういふことを調整せずこの法案をこのまま通過して通したら非常に危険である。それで旧軍人の立場に立つて而もこれに反對しておるのです。さういふ法案ではとても危険だ。ですから何かそこにこれを賄う考慮が払われておるか、具体的にです。さういふ点を伺つておるのです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 考慮を払われておるや否やこの法案に盛り込まれた通りのことで私は十分に賄つて行ける、さう考へております。

○木村篤太郎君 もうこれ以上質問いたしません。併しよく速記録をあとで御覧になつて参考にしつて頂きたいと思ふ。さういふ危険があるといふのです、専門家が、それに対してはこの法案に何ら用意がなされてない。これで十分だといふのですけれども、専門家がこれを見て欠陥があるといふので

うのですから、又長官は全然そういう
りこのままでそういう危険があるとい
うのではないとは保しがたいと言われて
おるのですから、何かこれに対しての
お考えがなければならんはずと思うの
ですが、それはこれで賄える、今の二

衛防衛とくくつつけたのでしようね。もつと冴えた名前がなかったものでしょうか、ついでに承わつておきます。防衛大学校というものは変な名前ですね。

○政府委員(加藤陽三君) 海上警備隊のほうでまあ困ると申しますれば、若い幹部の補充が困る、と申しますのは、終戦以来八、九年たちまして丁度三十代ぐらいの船乗りの経験を持つた者が少いのです。その点が比較的困つておる。それから旧海軍軍人の比率が多いことは同じでありまして、誰でもが乗れるというものではなくして、船の経験がなければならぬのでありまして、おのずからそういう関係の旧海軍軍人の比率が多いこととなります。

それから名前の点につきましては、防衛庁でありますから防衛研究所、防衛大学校としたわけでありまして、これが冴えないと申しますれば冴えないかも知れませんが、私もこれはこれでよろしいと思ひます。防衛研究所におきましては、防衛その他の一般経済事情との関係とか、三つの陸、海、空の自衛隊の統合運用というようなことを訓練し研究しております。

○矢嶋三義君 これは職員定員は三十二名になつておりますが、どのくらいの人を収容し又その期間はどのくらいにしておるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 学生は二十五名でありまして、六カ月乃至八カ月の教育をいたしております。階級的に申しますと一等保安正、一等警備正、二等保安正、二等警備正クラスであります。

○矢嶋三義君 防衛大学校の卒業生は、現在は保安隊と海上警備隊と振分

けられてゐるわけですね、その率はどうなつておるか。それからこの防衛大学校には将来航空自衛隊の幹部自衛官となる人が入るのであるが、そうだとすれば現在の定員の四百名というものは来年あたりから減るのかどうか、それらについて承わりたい。

○政府委員(加藤陽三君) 現在はここに四百名を入れておるのでございまして、これは三百名が陸上、百名が海上というふうに分けております。将来は航空自衛隊の幹部の養成もここでやることになつております。

○矢嶋三義君 将来と言いますが、来年航空自衛隊の募集をされますか。

○政府委員(加藤陽三君) 生徒の定員を増加いたしました航空自衛隊の幹部を養成したいと思つております。

○矢嶋三義君 陸が三百、海が百に對し航空はどのくらいの予定でござい

○政府委員(加藤陽三君) まだ未定でござい

○木村禮八郎君 三十一條に調達実施本部というのがありますが、この調達実施本部の組織及び調達計画に関する資料は頂きましたが、この資料を見ますと、予算の効率的使用の合理化を図り、併せて自衛隊で使用する装備品等の規格の統一を促進する、これがその目的になつてゐますが、このうち規格の統一ですね、規格の統一については具体的にこれはどういうことを意味して

○政府委員(久保亀夫君) 規格の統一につきましては、実は発足の当初はいろいろと各所から要求がありまして、それがいろいろと乱雑でありました。これは事実であります。昨年来技術研究

所を中心にして、規格の統一に關して規定を設けまして、第一幕僚監部或いは第二幕僚監部から殊に重要な装備品につきまして性能要求を改め

て出させまして、この仕様書等を技術研究所で改めて取上げまして、現在規格の統一について技術研究所で作業中でありまして、現在すでに数百の装備品につきまして、研究所を中心としたしまして統一の作業を完了しつつあります。将来につきましては各幕僚監部

から性能要求が出ましたら、それを私どものほうで取り集めまして、それを技術研究所へいわば下げて、技術研究所が更に検討いたしましたものを更に我々の所へ持参しまして、これを各幕僚監部とそれから技術研究所の意見の一致したものにしまして、統一した規格を長官の名前において番号を付けて統一する、制式をきめるとい

うようにいたしております。目下その作業が、過去のものにつきましては、大体完了しつつあります。同時に又新らしいものについては、統々とまだ何と申しましても新しい世帯であり、目下できつつあります。私も中心になりまして規格統一の作業を目下しつつあります。

○木村禮八郎君 この規格はどういう兵器の規格を基準にするのですか、調達をする場合ですね。例えば航空機、船艦その他武器、弾薬、こういうものはアメリカの規格ですね。アメリカの規格に統一するのではないのですか。

○政府委員(久保亀夫君) 規格と申しますと、只今お話の通りに、いわゆる狭義の武器につきましては、殆ど大部分が今まで貸与若しくは供与を受けておりました。専らこれを中心としたし

ておるわけがあります。これについても改善の意見がありますもの、それから更に例えば実例を申し上げますと、水中兵器等については、例えば機雷、爆雷等につきまして、新しい規格或いは設計について第二幕僚監部でいろいろな性能要求がござい

ます。それに基きまして技術研究所と私どもとが併せて取上げてゐる、研究をいたしてありますが、大部分につきましては、遺憾ながら主として貸与に仰いでおりますので、これに關する研究をいたしてゐる程度で、例えば砲その他にはまだ及んでおりません。

○木村禮八郎君 併し例えば船艦などの装備については、殆んどアメリカの装備を備え付けなければ日本ではできないのです。又留学計画についてはいろいろ資料を頂きましたが、アメリカへ行つてアメリカ式訓練を受けるんですよ。そしてそういう技術を習得する。ですから規格統一等についても、結局その兵器についてはアメリカの兵器の規格に統一して行かなければ、又合同作戦をやる場合まちまちであつたらこれは合同作戦は統一的にできないでしょう。ですから實際問題として

は、調達本部で今後日本の兵器の規格を統一するときは、アメリカの兵器の規格に統一するということが中心になつて行くのではないかと、實際的にはそうではないのですか。

○政府委員(久保亀夫君) その点は確かにお話の通り非常にむづかしい問題でありまして、差当り供与を受けます兵器を中心にしてものを考えなければならぬというところは、これは確かな事実でござい

ます。これは殆んど供与を受けるわけであり

ます。ただ日本人の体格に合うような一部の改造というものは勿論研究しておりますが、基本的な問題につきましてはやはりアメリカの制式が一応基本になる、こういうことはやはり差当りは避けられないことではないかと思つてゐます。ただここで非常に問題になりますのは、実は通産省で問題になつてゐることは、実は問題でありまして、インチとメートルの問題、アメリカの制式にはインチが多いのにこちらではメートルでなければ困る、そういうふうな調整をどうするかというふうなことにござい

ます。これは、私もデイスカスしたしまして、私も事務的には現在通産省とも相談しまして、相当詳細な換算方式を立てまして、これを一致させる方式を立てて行く、そういう工夫はいろいろいたしております。併しいずれにしても、一応差当り狭義の兵器につきましては、供与を受けるという

ことは事実でありますので、その線に沿つて考えるのは止むを得ないと思ひますが、今のインチ、メートルの問題にしましては詳細な換算方式を作りまして、できるだけ規格を事実上一致させるような努力を私どもはいたしてお

りますつもりですが、これは非常にむづかしい問題でありまして、今のお話の通りに私どももいたしましては非常に勉強しなければならぬ、又努力しなければならぬ問題だと思ひまして、今折角努力中であり

○木村禮八郎君 この狭義の兵器と言われましてが、狭義と広義、具体的に

の焦点になつてゐるようですが、それは具体的にどういふものでありますか。

○政府委員(久保亀夫君) 狭義の兵器と申しますのは、申すまでもなく、火器或いは砲彈等、例えば七と言いますと三インチでありますとか、まあそういうふうな火器、彈藥のことを申上げておるわけでありまして、MSAで期待しておりますものは、例えば車両とかそういうたいわゆる民需にも共通するものもございます。こういうたものにつきましては、比較的現在國産化の計画もいたしております。これにつきましてはは勿論早く日本の御承知のJISをできるだけ採用するということが参つておりますけれども、狭義の兵器につきましては、今のメーター、インテの問題につきましてはまだ問題が残されておりますので、これらにつきましては私ども換算方式その他で統一した方式で処理できるように努力しておるわけでございます。

○木村福八郎君 ちよつと、今の御説明ですと、具体的に今日本で特需として、特需というのは兵器特需ですが、朝鮮特需とは違つた意味のそういう特需の対象となつてゐる、又今後なり得る可能性のあるものを指して言われているわけですか。火器とか、それから砲彈類は、今直接発注をされてゐるわけですね。そうするとそういう意味ですか、具体的には……。

○政府委員(久保亀夫君) 繰返して申し上げますように、狭義の兵器と申上げますのは、火器、特に最近特需でございましては小火器でございます。それと砲彈、七・七ミリ、百五ミリ、百五十ミリ、その他大きなものもござい

ますが、そういうた火器、彈藥の類を指しまして狭義の兵器と申上げてゐるわけでありまして。

○木村福八郎君 そうすると、そういうものをアメリカの規格に統一する場合は、兵器メーカーとしてはアメリカのペナントや何か、こういうものの必要が出て来るわけですね。そういう関係はどうなんですか。

○政府委員(久保亀夫君) 只今申上げましたような種類の火器、或いは彈藥については、アメリカの特許乃至はライセンスのような問題はございませ

○木村福八郎君 それでは、そうでないもの、広義の兵器なんかについては、そういうものが起つて来るでしよう。広義というのは、航空機、戦艦、そういうものですね。更にもつと原子兵器みたいなものがあるでしようがね。

○政府委員(久保亀夫君) 狭義の兵器と申上げましたのは、例の貸与武器の中、今申上げた火器、彈藥に対して車両等がございまして、狭義の兵器と申し上げたのですが、勿論航空機は或る意味では狭義の兵器に入るかも知れませんが、航空機の計画につきましては、まだ最後の決定は勿論いたしておりませんが、一応練習機或いは第一線機等につきましては採用がやや決定しつつあります。機種について申上げますと、航空機は、連絡機の一部を除きましては、恐らく大半米國を主とします。外国のライセンスを導入しな

ければ我が國では作れないのではないかと。或いは輸入できないのではないかと。勿論当初は物自体を供与を受けるという予定でございまして、問題はな

いと思ひますが、多分大多數の機種につ

きましては、アメリカのメーカーのライセンス、例えば取りあへず今実行いたしております練習機P三四につ

きましては、御承知の通りすでにライセンスを購入しまして、生産段階に入つております。その他の機種につきましても、機體若しくはエンジンにつきましても、大部分はやはりアメリカのライセンスを導入する、或いは輸入権を導入するということになるものと存じております。

○木村福八郎君 まだ規格統一の問題については、具体的に非常に日本の産業計画、防衛計画、それから産業の軍需の再編成等々と関連して相当問題が

たくさんあるわけですね。調達計画については、予算との関係で相当私も意見があるのです。受注能力がないのに予算だけ非常に計上して、繰越々々になつておるものが非常にあります。

○委員(小酒井義男君) それではお

るのですけれども、まだ非常にたくさんあります。これはどうなるのですか。

○委員(小酒井義男君) それではお

るのですけれども、まだ非常にたくさんあります。これはどうなるのですか。

○委員(小酒井義男君) それではお

われるのは……。含みはとにかくとし

て……、今晩はこの程度で散会するといふことにしたいと思います。

○木村福八郎君 委員長、そういうこ

とを言つちやいかん、明らかにならんじやないですか、これでわかりませ

○委員(小酒井義男君) 速記をやめ

て。

○委員(小酒井義男君) 速記を始め

て。

○政府委員(加藤陽三君) これは當時

の委員のかたもおいでになりまするが、参議院の内閣委員会におきまして修正せられたのであります。

○木村福八郎君 政令で定める分が相

当がありますが、或いは又總理府令で定めるのがありますが、これは資料を要求しておりますが、大体もう出ておりますか、出てないのがありますか。

○政府委員(加藤陽三君) 政令及び總理府令で定めます事項につきましては資料は出してございます。ただまだ未定のものもございまして、そういう点は研究中とかいふうなことで書いてございます。

○木村福八郎君 さつきの航空自衛隊

の部隊編成ですね、資料がありましたらあとでいいのですが、さつきの部隊編成でないのですが、陸上自衛隊み

たいにできたああいう資料を航空自衛隊について、これは今でなくともよ

うございまして。あとでいいですから、他の機会でもいいですから出して下さ

い。

私は一応この防衛庁法の逐条審議

は、これで非常に不満足でしたけれど

も、一応これでこのほうは済ますこと

にいたしますが、自衛隊のほうについ

ては、前に多少関連質問をいたしまし

たが、ちよつとやつてやつたことに

しましよつと御意見もあつたよう

ですが、そういうことでは私は本當に

やつたことにならない。ただ形式的に

やつたのは賛成できません。私のほう

の会派はこれはもうこのような状態

では審議日程が足りない、無理だ、非常

に無理をしておるのです。それで國民

に対して十分審議したということには

なりませんか、それでちよこつと形式的にこれからやつても意味がありませんから、そういう形での私は逐条審議はやりません。

○山下義信君 とにかくおやりになつたらどうでしょうか。それで成規の議事規則で仮に審議の打切りというようなことはあり得ますが、逐条質疑打切りとか総括質疑の打切りとか、その審議の方法に規則上、そういうこともあろうはずはないから、一応自衛隊は、お話しはお話しとして確認しているのですから、公式的な委員長の御宣言等をお考えになつて、とにかく自衛隊をやはり予定の進行状態で或る程度の時間の来るまでおやりになられたらどうでしょうか。

○矢嶋三義君 能率的に行きましよう。この第一条ですね、「自衛隊の部隊の組織及び編成」云々とございます。この十三条と関連して来るのであります。方面及び管区隊の名称のところで、国会の閉会中であるときは、方面隊を増置したり或いは廃止し、名称及び所在地を変更することは自由に行ふことができるようになっております。又地方隊の場合も同様でございますが、これは長官はどういう機関に諮り、どういう手続でなされる御予定か、その点承りたいと思ふのです。非常にこれは長官の権限は大きいようでありまして……

○政府委員(加藤陽三君) この手続は条文にあります。政令でやるのであります。大体防衛出動中というような場合を考へますと、廃止とか変更という自由については御納得行けると思ふのであります。増置の場合につきましては、ほかのものと

違ひまして、ほんの少しの敷地があればやらねばならぬものではないわけ、又演習場なり、その他相当の面積の問題を必要としなければならぬ。こういうことは予算はきまりましても、法律できつちきめるといふところまでは、土地の購入その他でなかなかりません。これが言われま

○矢嶋三義君 この際に、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならぬと書いてありますが、防衛出動のような場合と違つて、これは国会で改正が不能であつた場合の措置については、条文に書かれておりませんが、そのような場合には如何になるのでしょうか。

○政府委員(加藤陽三君) これは改正する措置を政府としては義務付けられておるわけでありまして、国会の御審議を受けるために提出するところまでは政府の責任であると思ひます。

○矢嶋三義君 それでは勿論これだけの規定で、国会でそれが改正の措置が認められなかつた場合には、直ちに取消されるということになるわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) 取消されるということにはならないであらうと思ひます。

○矢嶋三義君 国会が承認しなかつたらどうなるのですか。取消されるを得ないでしよう。

○政府委員(林修三君) これは次の国会でこの改正措置が通らない場合に

は、当然その部隊は廃止にならなければならぬことになりまして……

○矢嶋三義君 丁度そこに出ましたから承ります。十三条の二項の「特別の事由によつて」ということはどういふことを予想されますか。

○政府委員(加藤陽三君) 増置の場合を申し上げます。只今申し上げた通り、法律として国会に御審議願うような準備ができれば、土地の交渉その他にいてできれば提出する。併しそういうふうなことが相当広い面積を要するのであります。例えば浦和なら浦和に置きたいと思ひましても、果して浦和に置くかどうかといふことについてなかつてはつきりしたことがきまるまでは時間がかかる、そういうふうな場合を増置の場合については考へております。廃止、変更等の場合につきましては、出動等の場合を考へておるのであります。

○矢嶋三義君 現在の保安隊の全国に亘る部隊の配置表を拝見しますと、三百人とか四百人とかいう小部隊の駐屯地ですね、これは若干あるようですが、もう少し能率的な配置はできませんか。ああいうふうになく小人数の部隊を数多い所に置くといふことはいろいろの教育、訓練、経費、そういう面で私は不経済ではないかと思ふのであります。

○政府委員(加藤陽三君) これらにつきましましては、そういう点の考慮もあるものであります。部隊として置きまする以上は、その任務、機能を十分に果せるようにといふふうな考慮から駐屯地をきめておられるので、若干少数の部隊ができておられるところもありま

部分であるわけです。

○矢嶋三義君 地元の誘致運動とか、或いは既設の建物というふうなものに非常に引ずられて、本当に合理的な配置といふものは考へられていないのではないかと、そういうことを私はあの別表から感じるのではありませんが、現在交通、通信、連絡網というものが進歩しておりますから、もう少し経済的な駐屯地の決定といふものが行われて然るべきじゃないかと思ふのであります。非常に小さな部隊が点々と散在しておるというものは、どうも合理性に欠けておるような感じがするのであります。如何でございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) 只今申し上げました通り、これらの点につきましましては、いふ／＼な部隊の任務の特殊性等から考へまして止むを得ないものがある。少数の部隊の駐屯地になつてゐるのであります。御趣旨の点は我々いたしまして十分考へておるつもりであります。

○矢嶋三義君 いや、今度三軍方式で自衛隊は発足するわけですが、自衛隊の整備統合と申しますか、そういうような再編成される御意思ございせんか、長官如何です。

○国務大臣(木村篤太郎君) 編成替へするといふ意図はありません。

○矢嶋三義君 第三条、自衛隊の任務として随分論ぜられて参つた条項でございまして、提案理由から申しまして、又皆さん方の説明では違憲性はな

いといふことを申されるのでございまして、現在の憲法九条との関連から申しましても、この第三条は前段と「公共の秩序の維持」以下とは私は少くとも並列にすべきであつたと思ふので

ございまして、第三条に書かれてい

○国務大臣(木村篤太郎君) これは前前から申し上げた通り、必ずしも改進黨の主張に押されたというわけではありせん。我が国の外部からの侵略に対して防衛するといふ任務が大きく浮び上るというところは当然であります。治安維持は内地の秩序維持のためであります。これは警察と相待つてやるべき仕事であります。こういう条文の書き方を私は適切であらうと、考へております。

○矢嶋三義君 保安庁法の中には、後段がすべてであつて、前段は万が一の場合にそういうことがあらうと、こういう内容だつたと思ふのでございまして、長官もそういうふうな認識されておりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 保安庁法の場合には、国内の治安維持に任じておつたのであります。今度の自衛隊においては任務が大きく加つた。それは今申し上げる通り、外部からの不当攻撃に対して防衛するといふことを任務とする、これが加つたわけでありま

○矢嶋三義君 従つて保安庁法の改正でなくて新たに二法案を提案した、こ

如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そういう見方もありますが、改正という方式で以てこの案を作成したわけでありま

す。
○矢嶋三義君 その隊の任務が示すように、質的に大転換をしているということを経官、お認めになられるでしょう。

○国務大臣(木村篤太郎君) 大転換という言葉は、よし悪しは別といたしまして、さような大きな意味も加わつたということはお申すまでもないことでありま

す。
○矢嶋三義君 従つて、実質的に改正した面よりも、新たに立法された面のほうがより多いということはお認めになられると思いますが、如何でありますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 条文の体裁から言つて、必ずしもさやうとは言えません。前の保安庁法の規定が、多分にこの新たな自衛隊法に盛られたということはお明らかなであります。

○矢嶋三義君 これ以上水掛論になりますから、第三条は、山下委員の質問がなかつたら第三条についての質疑はこれで終ります。

第四条。現在保安隊にはこの自衛隊の旗に類すべきものがあるのかどうかという点と、それから従来船舶貸借協定当時の説明から考えまして、この自衛艦隊というのは、自衛艦隊とでも呼ばれるのではないかと申しておりましたが、ここに自衛艦隊と自衛艦と更に自衛艦隊とこう出ておりますが、これらの艦とか艦隊とか艦旗、こういうものと憲法との関係、並びに我が国が軍艦というやうなものの、艦隊という

のを憲法の関係から持てるものかどうかが、それらの点についての御所見を承

ります。
○政府委員(加藤陽三君) 現在保安隊におきましては長官旗、幕僚長旗、管

区総監旗、方面総監旗等の旗を持っております。
○政府委員(佐藤達夫君) 憲法上の問題としては、要するにこのものによつて総合される実力というものが問題になるわけでありまして、その実力の構成をする一分子たるものが、どうい

う名前と呼ばれるか、これは名は実の實という言葉の示す通り、名前の問題はむしろ私どもとしては自由だと思つております。要は実力の問題、而もそれらが総合された実力の問題、かやうに考えております。

○矢嶋三義君 近頃法制局長官は非常に言葉が上手になりましたが、あのフリゲート艦の場合、フリゲート艦とはどうしても言わないで船だと言つて、船舶貸借協定と説明されましたが、あの当時は、言葉はどうでもよろしいとは長官もどなたも説明されなかつたと思つておりますが、向うで艦と言つておつても、これは船舶だと言つて、船舶貸借協定でされたわけですが、あの当時の速記録を見ますと、やつぱり艦艇とか艦とか呼んで合合が悪い、こういうお氣持で答弁に立たれております。ところが憲法は違つていないのに、本日になつたところが、名前はどうでもいい、実質だ、従つて艦隊と言おうが、艦艇と言おうが問題はないのだというのでは、ちよつと納得したいところがあるのですが、如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) その点に

ついては、前に私は申上げた通りです。アメリカにおいてはワー・シップという言葉を使つております。

○矢嶋三義君 ワーとは何ですか。
(笑聲)ワーとは何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 名前に拘泥する必要はないと考えております。
○矢嶋三義君 それは、そういうことを言われるなら、やはり船舶貸借協定

当時からそういうことは申されなければ、途中から、憲法はそのままであるのに、そのときときに都合のいい言葉を説明されては、私は国民は納得いたしかねると思つた。併しこれも意見となりまして、その点に関する質疑はその程度にいたしておきます。第一章は終りました。

○石原幹市郎君 どうでしょう、順序を逐つてやつても、とてもこれは十二時までに終らないですよ、あと聞きたいところのある人もあるだろうから、どうでしょう。どうでもいいけれど、早いほうがいいから。

○矢嶋三義君 順序を逐つてやりましよう。委員長第二章と言つたらいいでしょう。

○委員長(小酒井義男君) 第二章。

○山下義信君 うつかりしておりますが、あとへ返りましてよろしくごさいますか、一つだけ……。

第五条に隊員の顕著な功績があつた者に対して表彰する。従来からあることだろうと思つておりますが、將來とも従来程度のものではないのかどうか。なにはどういふうになつたのでございましょうか。私は内閣委員に最近なりましてよくわからないのですが、経緯を。榮典法関係はどういううな政府の御都合になつていますか。

將來出されるやうな運びになつてお

ましようか、どういふうになつておりますか。それを承わりたいと思

います。
○国務大臣(木村篤太郎君) 榮典法につきましては、本国会に提案したいという政府は希望を持つていたので、これは御承知の通り提案の運びに至らなかつたのであります。次の国会にでも提案したいと思つております。

○山下義信君 保安庁法関係の法令等をつまびらかに拝見すればわかると思つたのですが、現在の表彰、まあそのま

まになるかどうかわかりませんが、第五条に言う表彰とは、凡そどういう程度のものであるのかございしますか、種類とか……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 最近の例によりまして、九州の御承知の災害のときに身を挺して人命の救助に當つた。そういう人たちに對して總理大臣が表彰しております。

○山下義信君 將來各種の出動の場合等におけるところの顕著な功績等に対する表彰とかというものはどういふことになるのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) それはその当時具体的場合が起つたときにより検討してやるつもりであります。まだ標準というものはきまつておりません。
○山下義信君 この二項の「政令で定める」ということは、まだきまつていないのでございしますか、内容は。
○政府委員(加藤陽三君) 第五条の政令には、おおむね保安庁法施行規則第六十二条から第六十六条までの規定に倣つて規定するつもりであります。現在表彰といたしまして賞詞、賞状、

精勤賞、感謝状という四つの種類がございします。大体これに倣ひまして規定するつもりでございします。

○山下義信君 現在表彰の規定は、この今の各種の出動等に顕著な功績があつたものに対して表彰することのできるやうな種類とか規定とかになつておりますか。新たにそういう場合の長官

のお言葉では考えなければならんかもわからんということでありましたが、今の規定で各種出動の場合における顕著な功績に対する表彰というものは、今の規定で行けるといふお考えでございしますか。

○政府委員(加藤陽三君) 今の規定で大体賅えると思つております。
○山下義信君 私はそのことのよし悪しより、必要の有無よりは、そういうやうな相当何と申しますか、大きな功績のあつたそういう場合における表彰ですね、名は表彰でありますけれども、各種の、何と申してよろしいございしますか、功績に對して報いるという方法といひますか、譽に報いるといひますか、それを現わす、やつぱり表彰と言わなかりませんかね。それで、そういうことに相當國民に對して、自衛隊員でありまして國民でありますが、國民に對しましてそういう功績でありますとか、いろいろ場合における、而もかなり重大な扱い方を

してこれを表彰するといふやうなことは、單に政令などでこれをこの法律が、昨日の話じやありませんが、お任せすると言へばそれでできるわけでありまして、まあ政令などでこれを定めるといふやうな程度のものでありましようか。どうでしょう。相當重き表彰はやはりこれは考えなければならん

のじやないかと思つてありますが、
如何でしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) その点については、榮典法でも制定いたしました、この点からこれを表彰するということになるのではないかと思います。この總理大臣の表彰は部内における表彰であります。両々相待つてそういう大きな功績があつた場合には表彰すると、こう考へております。

○山下義信君 私はこれは一つの見当でありまして、そういう場合を必ずしも望むというのではなく獎勵する意味ではありますけれども、國のため人命を以て非常な顯著な功績をいたしましたようなことに對する措置というものは、私は一つの國家の行事であつて自衛隊の隊内の行事というようない方であるべきでないと考へております。従つてその取扱方は私は今仰せになりましたようなその部内といひますか、そういうような一局部の中で処理するといふ程度のものでなく、國のための行事というやうなもの、扱いは、およそ國の基本法の中に私はこの取扱等も予想せられた一つの基本的な基準といふものがあるべきじやないかと私は思ふのです。併し甚だうといひますが、この程度では將來これは済まないのではないかと、それを償すべきである償すべきではないといふのではないかと、その扱ひ方が、私は大きく言へば憲法その他から参りまして、こういう扱ひ方では不合理になつて来るのではないかと思つてあります。法制局長官にお教へを受けたと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もに伺いますが、今おつしやるやうなことは

やはり國家全体としての表彰というべきことになりまして關係から、それこそ憲法に言う榮典の問題となり、これは先ほど木村長官からお答へになりましたように榮典法のほうの分野の問題であると思ひます。普通の役所限りの表彰ということになりますといふと、実は私自身も表彰されましたが、それは法律の根拠も何もありません。總理府部内の表彰規程というもので表彰されたわけでありまして、これはそれよりも、ここにちやんと第五條という根拠を法律にお設け頂いて、それよりもよほど重い扱いをして頂いておるわけですか、この關係の表彰としてはほどのいいところであらうと考へております。

○山下義信君 私はいろいろな場合を予想いたしますと、この第五條のこのやうな輕い表彰の程度では、私は二法案が予想しておりまするやうな建前に相応するといふことについては、若干ふさふさからざる点を考へますが、この程度の表彰は表彰として規定をし、又これ以上の、只今申し上げました國の行事として扱ふべき功績といふものもこのやうな性質になれば當然予想しなくちやならぬのであらうと思ひまして、このままでは私は各種の場合に對する表彰關係の規定としては不備であるといふ感じだけを申し上げておきます。

○委員長(小西井義男君) それでは第二章に戻ります。

○矢嶋三義君 長官に伺いますが、この内閣總理大臣の指揮監督權、幕僚長の職務、これらから簡単に言つて昔の日本の陸海軍と比べて次のやうに大ざつぱに了承していいか。旧陸海軍當時

の天皇の地位に代るべきものが内閣總理大臣で、それから旧陸海軍時代の陸海軍大臣、軍令部總長、參謀總長、教育總監ですね、これらを合せたポストに代るべきものが國防長官、やうして陸上幕僚監部の幕僚長は陸軍大臣と參謀本部の両方を兼ねたやうな立場にある、このやうな大ざつぱにとることはできますかどうか、御所見を承かりたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り昔の統帥權といふのは、内閣、國會に掣肘されざる一種の機關によつて執行されておつたのであります。この自衛隊においては先づ國會といふものを非常に重く見るのは當然であらうと思ひます。その意味において非常に差異があるといふことは御了承願へるだらうと思ひます。次に、參謀本部或いは教育總監部といふやうなものは、全く軍政と離れた立場においてやつていたものであるが、今度は長官が總理大臣の命を受けて、いわゆる昔の軍政に當るものも軍令に當るものも一本化して行く、これは長官の下に制約されてそこでやろうといふことになつて、考へ方が昔のいわゆる旧軍時代と大いに差異があるといふことは間違いないことであらう。

○矢嶋三義君 幕僚長は……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 幕僚長はこれは全く長官の輔佐機關でありまして、長官の命を受けてすべて行動して行くといふことであります。

○矢嶋三義君 その幕僚長は軍政、軍令両面の仕事の職務内容が含まれておると思つてですが、どう考へてですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 一部含ま

れております。

○山下義信君 この總理大臣が自衛隊の最高指揮權、監督權を持つといふことを憲法の中からどこから打出して來るのでございましょうか。それでこれをまあ何もかも端的に申上げて行政權だといふ見方、それからそれが行政權と見て不都合でないといふことを憲法の條章に照して、一つこのやうな實力行使の、軍隊といつても差支えないといふやうな武力行使のこのことが總理大臣の權限として認められてあるといふことを、單に總理大臣が行政權の一般の監督權を持つておるといふやうな文字でなしに、特に私のお願いしたいと思つるのは、第七十三條あたりからどこからそれを見て來るか。あの七十三條に重要な行政事務が列記してあるこの中には見當らないやうに思ふのですが、私はこのやうな重要な行政事務よりは普通一般な、輕いといつてはおかしいのでございまして、輕いといふも、普通の行政事務と見るのであるか。若し行政事務と見るならば、非常に重要な事務と思はれるが、この重要な事務を列挙した中には見當らないといふ一つの問題に對して、學問的な見解はどういうやうに下して行くのであるかといふことをお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 理論的に申しますれば、近頃の憲法はすべて三權分立といつては行かぬわけです。日本の憲法も申すまでもなく三權分立の建前をとつては行かぬわけでありまして。立法、司法、行政と三つに分けます以上は、立法作用にあらず、司法作用にあらず、それはおのずから行政作用と考へられるわけでありまして。例えば現在でも保

安隊の任務になつています間接侵略に對應する、或いは内亂に對して實力を行使するといふ仕事がございますが、これも重要な仕事であると思ひますけれども、やはり分類上は行政の中に入つてゐる。旧憲法時代には舊憲法の教科書を見ますと四權分立と書いた本はございませぬ、やはり三權分立と御説明になつておる。やうしてその場合に軍の關係をどう扱つてゐるかといふ問題が第二段に參るわけでありまして。これは天皇の大權事項になつてゐる。ただその輔佐機關が、統帥權の獨立の名の下において内閣もタツチできないやうな獨特の機關において輔佐機關を持つてそこに獨立性があつたといふわけでありまして。なお大きく見ますればやはり行政權の中に旧憲法時代にも入つていたといふ分類に私はなると思ふのであります。その關係から内閣關係の憲法の條章に載つて來ることは當然であるといふやうに考へるわけでありまして。

○山下義信君 今の七十三條の見方はどういふやうに見たらよろしうござい

○政府委員(佐藤達夫君) 七十三條は御承知の通りにこの本文のほうに「内閣は、他の一般行政事務の外」と書いてございまして「他の一般行政事務」といふのは、これは非常に広いものであります。これは、おのずからこの中に含まれてゐるはずだと思ひます。

○山下義信君 それでは私が伺ひたいのは、この七十三條で特に七項目が挙げられてゐるのは、特に重要な行政事務を挙げて、これらの事務も扱ひるのであるといふことが明確にされてあつて、大きな事務であるが、これは行政事務

逋つて申しますと、要するに行政権の最高責任機関がここである最高の指揮監督権、最高のこの言葉を使つておるわけでありませう。この最高の指揮監督権を持つのは行政権の最高機関たる本内閣であるわけだ。内閣が最高の指揮監督権の組織母体になつておる。内閣そのものというものは合議体でございませうから、それを代表する或る一人の大臣にその実施をお願いするといふ形から、この内閣そのものの代表者をここで一つつかまえて、これを最高指揮者として持つて来た、でありますからして内閣そのものを代表する人といふものはあらゆる場合に一人であるわけだ。総理大臣に事故あるときは、その代理する人は一人あるわけだ。その人に集中的に最高指揮権を持つてもらう、これは内閣そのものが本来最高指揮者であるといふふうにお考え願へばおわかり願へると思うのです。

○山下義信君 わかりました。そこで私は伺いたいと思ひますのは、こういう場合は、これは或いは理窟を申し上げるのになしに、或いはまあ感じになるかも知れませんが、総理大臣は言うまでもなく、憲法の規定によりまして、まあ国会とのいへる／＼な関係があるのではありませんが、総理大臣に権限が集中したからといつて、国会がしつかりしておればといういへる／＼な過日米からのお話もあつたりして、各種の關係がある。その關係の中には総理大臣の不信任を国会が決議することができると、同時に自衛隊の最高指揮官として

も、やはり不信任を受けたと解すべきでありませうか。如何でありませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 不信任といふことは、突詰めますといふと、およそそういう人に行政の責任をあずけてはおけないといふことから、不信任決議といふものは出て来るものだらうと思ひます。従ひまして、行政責任の一翼を担つておられますところのこの自衛隊關係の指揮監督権その他あらゆる行政の権限といふものについて、一応それは徹に亘つて考えられるべきことであらうと思ひます。でありますから、要するにこれを昔の統帥権の独立のやうな頭で、これは行政権とは別個のものだといふやうに前提をとりませうといふと、話がすつきりしませうけれども、我々は併しこれはもう行政権の一部といふやうな、又それが正しいことと考へておりますからして、これはおのずから結論は只今申上げたやうなことになると思ひます。

かかも知れませんが、併し普通には最高指揮官といふものについては、若干尊敬の念を持つといふ形があるかも知れませんが、そういう最高指揮官が他の理由によつて不信任を受けたといふこと、これが罷免せられるといふやうなことは、その一つの部隊の最高統率者といふやうな立場の者について、そういう事例が起きたといふことは、私は好ましからざる現象のやうに考えられるのであります。併しあれは村長が首切られたと同じやうなもので、これは当然のことだといふやうにこれを見に行くことが、何らの弊害も何もないことになるのであります。私は統帥権を礼讃しようといふのじやないのですが、やはりこの考え方は私は支持する、賛否は別として……併し一応そういうやうな疑いも私のやうに未熟な國民は持つと思ひますので、その辺はこれは理窟でなしに、一つの感じであります、如何でございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも私がお答えすべき問題でもなさそうでも、つと高級な問題のやうに拝承いたしましたけれども、どうも私の法律の知識が頭の頭で考へておるせいでも存じませんけれども、やはり総理大臣としての資格、即ち内閣を預けておけないといふことからの信任、不信任が来るということが正しいことを正しい前提と考へますならば、結論はどうも先ほど申し上げたやうなことになるはあはあまいといふやうに考へております。

信任を受けた。それは即ち自衛隊の最高指揮官としても不信任である。行政の不信任を受けることは、この防衛そのものが行政であるから、これは即ち自衛隊の最高指揮官としての不信任を受けたものである、同じことである、こゝういふまあ解釈に立つわけですね。さういふ最高指揮官が不信任を受けるがこゝき事態に相成つたとすると、補佐役にありますもの責任はどうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは補佐役の責任とは言えないと考へております。補佐役たる長官はこれは閣内における一人でありませうから、総理大臣が不信任を受けたからといつて、それに對して長官が責任を負うといふ筋合いのものではなからうと考へております。

地位といふものは責任も何にもなく、これに異動がない、こゝういふやうなことは私考へられないと思ひます、如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今木村大臣の答へられましたのは、この局長その他のやうな補佐機関のことを恐らく念頭に置いて申されましたやうに私はそばで聞いておつた。ですからそれと先ほどの山下委員の御質問と併せてお答えいたしますと、こゝういふことになるのじやないかと思ひます。要するに今の矢嶋委員のお話で非常に具体化するわけですが、総理大臣に非常な欠陥があつたといふことで或いは不信任決議といふことがあつたといひます。それば、もとより内閣は連帶責任でございませうから、この國務大臣全部辞表を出して総辭職といふことになるわけでありませう。でありますから、先ほどの山下委員のお尋ねにありました、例えば厚生大臣だけが非常に立派にやつておつた。併しどうも内閣のほかのほうでとてもそれはいかんといふわけで不信任決議を食つた。それは厚生大臣だけを残しておいたほうがいいのだけれども、いへるやうな出るのは私あり得るわけでありますけれども、内閣は連帶責任でございませうから、皆これは総辭職してしまふ。統帥権の獨立といふもので内閣から別のものを何か作つておけば、そこには疵がつかんで済むわけでありませうけれども、獨立を認めない限りにおいては、これは止むを得ない必然の運命であらうと考へます。

○山下義信君 私はそれで大分蒙を啓いて頂いたのですが、私は反對の場合を突は申上げたのです。内閣総理大臣が不信任を受けた、それは他の理由で

あるにしても、行政一般の不信任として最高指揮官もやめなければならぬ、そういう場合になつたときに、その補佐役であるといふ防衛庁長官といふものは、最高指揮官が首になつても何ら補佐に欠けるといふことなしといふ得られるかどうかといふことを私は伺いたいと思ふのです。残したい、一部の厚生大臣にはこれは罪がなくて残したいといふのじやなくして、自分の最高指揮官が不信任を受けて国会から首になつたといふときに、防衛庁長官といふ重大な最高指揮官の補佐役が、これが何ら関係ないといふことが言ひ得られるかどうか。最高指揮権も行政なり、これを補佐する者も、防衛庁長官も又行政権なりといふことになれば、私は総理大臣と最高指揮官とが不可分である関係から参りまして、又防衛庁長官と最高指揮官たる総理大臣との関係から行きましたも、これは私は補佐役としての責任といふものが必然的に繋がりがあるように思ひますが、補佐役としての何ら責任はないのか、無関係であるかといふこと、これは明確にしておく必要があるかと思ふ。これはいつそういう事態が起きるかともわからない。この法律が成立いたしました七月何日かこの附則によつて実施せられると、当然内閣総理大臣が最高指揮官になつたときに、いつ国会で不信任の決議を受けるかも知れらぬ。いわゆる総理大臣が罷免せられるといふような場合が起きたときに、その補佐役であるところの自衛隊の最高の補佐役は何ら行政権という上に立つたときに責任上の関係といふものは寸毫もないのかどうかといふことを明らかにしておきたいと思ひますが、如何

でございましょうか。
○国務大臣(木村篤太郎君) これは法制局長官から答へることが適切であると思ひますが、先ず私からお答へたいと思ひます。その不信任の理由如何によつてと思ひます。それが最高指揮官として不適任といふような理由で以て不信任案が出されるということになれば、無論補佐役である防衛庁長官は責任を負わなければならぬと思ひます。併し理由が全くほかにありとすれば、これは別問題です。併しその場合においても内閣総理大臣の不信任決議が通過すれば、これは内閣は從つて瓦解するのでありますから、防衛庁長官も当然国務大臣である以上はやめるといふ結果を生ずることは言うまでもないのであります。私はそう考えます。
○山下義信君 法制局長官その通りでございませうか。
○政府委員(佐藤達夫君) その通りに考えております。
○山下義信君 私の質問はこの条文だけで終りますが、この不信任の理由が自衛隊に関する具体的な理由でないにしましても、例えば憲法に違反し、再軍備を企て、徒らに軍隊に紛らわしいものを設置したといふような茫漠とした我が国の防衛政策に関するような理由を掲げて、これは私もしよつちやうそれを言つておるわけでありまして、そういうようなものを掲げて、この自衛隊に關係なしと言えないような字句を連ねられたといふような理由によりまして、不信任を受けたという場合にはどういふことになりましょう。
○国務大臣(木村篤太郎君) それは全關係が皆その責任を負うべきであらうと思ひます。

○山下義信君 防衛庁長官としては關係ございませうか。
○国務大臣(木村篤太郎君) 無論防衛庁長官としてもその責任の一担を担うべきであらうと思ひます。
○山下義信君 これは今日直ちに予見せられることではございませうけれども、私はこの内閣総理大臣が法律上、自動的に自衛隊の最高指揮官になるといふことが規定せられます以上、内閣総理大臣の身分といふものが各種の場合に／＼に変化が考えられますので、その場合に關連してのことを伺ひましたのであります。私の質疑はこの点に關する限りこのくらいにしておきます。
○矢嶋三義君 只今に關連して伺ひますが、これはどなたも指摘するところ、日本の内閣総理大臣は先ず衆議院議員である、これは任期は四年である、而もそのうちに解散がある、それから先ほど若干話が出ましたように、内閣の連帶責任制、こういう立場からこの自衛隊の最高の指揮監督権を持つてゐる人と国防長官の地位といふものは非常に不安定であるといふことが指摘されてゐるわけですね。それが、自衛隊が憲法九条に違反しないような警察である間は問題がないでしよう。併しあなたがたは戦力でないと言ひわけですが、戦力乃至戦力に紛らわしい編成整備を以て、そして場合によれば武力を行使する、他國を刺激もししよ、或いは場合によると他國の挑撥に乗ることもございませう、そういうことによつて國際紛争に巻き込まれる虞れといふものはかなり私は大きなものがあると思ひます。そういう性格の自衛隊となれば、ここに私はこれは

成長して行くに従つて統帥権という問題について必ずや何らかの欲望といふものが、希望といふものが生れて来ると思ひます。それはどういふ形で出て来るかといふと、結局想像して見るに、やはり憲法における天皇の地位といふものを再検討して、そして天皇を元首といふような地位にして、そして統帥権をそこに結付けて、政變のたびごとに起るころの指揮監督権の激動を抑えよう、こういう意見、希望といふものは、再軍備派の人に私は必ず起つて来る虞れがあると思ひます。これは現代の我が國の憲法の立場からかなり根本的な改正となつて来ると思ひます。ございませうか、そういう虞れはないかどうか。又そういう動きも一部にあるやに聞かれましたが、それらに對する保安庁長官の見解を伺ひたい。
○国務大臣(木村篤太郎君) 私はさうな虞れはないと考えております。併し私が言うがごとくこの自衛隊といふのは何も國際紛争解決の手段に使うといふわけじやないのであります。ただ外部からの不当侵略に對して対処し得るというその任務を負つてゐるだけであります。これが時の総理大臣が指揮命令をして行くところに非常に私は味合ひがあると思ひます。これを確立的に不動なものとするとすることは我が國のとらざるどころであります。今の改正が最も日本の現状に照していいものと考えておるのであります。
○矢嶋三義君 法制局長官、私が今申しましたように、そういうことが憲法檢討の一つの項目に挙げられてゐるやに新聞には報ぜられてゐるのであります、如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今お話にも出ましたように、この象徵といふ地位を元首にしたかどうかといふような話は世間の一つの考え方の中に出ております。我々としてはそういうことを承知しておるわけでありませうか。
○矢嶋三義君 検討中ですか。
○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど申しましたように、私のほうではどう持つて行くかといふような研究は、検討は全然やつておりません。今まで世間にどういふ議論が現われておつたかといふことの一斑を作ること、それから今までの憲法の運用關係でどういふ事項が問題になつたか、或いは裁判所でどういふ判決を受けたかといふようなこと、そういうことを中心にして研究してゐるわけでありませうか。
○矢嶋三義君 あなたは吉田総理からそういう方面の研究を指示されておるのであります。
○政府委員(佐藤達夫君) そういうこととは、どういふ方向へ持つて行けといふ指示は絶対に受けておりません。
○山下義信君 第八條のこの防衛庁長官の指揮監督権の問題でございませうが、總じて受けます印象は、まあこの部隊等に関する指揮監督は幕僚長を通じて行くことになつておりまして、これはまあい／＼考えられたことだらうと思ひますが、従来からあることでありまして、一般に私は防衛庁長官という地位がややもいたしますと非常に建前の上で、木村長官がさうだといふのは決してございませうが、防衛庁長官の立場といふものがだん／＼と権限が分散と申しますか、非常に薄くなると申しますか、権限がこうはつきりいたしませんで、

長官の意図するところが、いろいろ／＼な面から、名前は補佐でありますか何か知りませんが、要するに防衛庁長官というものの立場が少し薄弱なような気がするものであります。或いは今回のこの二法案には、むしろ長官の立場というものを現在よりはもつとしつかりとしたものにしてあるかも知れません。十分私にはその点がまだはつきりしないのでございますが、この防衛庁長官の指揮監督権というものは一体どういふふうな構想の下にその権限の強さと申しますか、何といひますか、浸透力と申しますか、このいろいろの指揮監督権が厳格に行われるような建前というものは、各般に亘つての指揮監督権の行使上どういふふうな配慮がせられてあるか、一般論を大体一つ承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 第八条で幕僚長を通じて行つて行つて行つて、そういうふうな御疑問をなされたかと思ひますが、いろいろ／＼な補佐機関はございませうけれども、防衛庁に關する限り、最高の責任者は長官でございます。他は皆補佐機関であります。長官が最後の決定をなさる、これを阻む何ものもないのであります。それは御懸念のようなことはないと思ひます。

○山下義信君 そうですか。それで今の保安庁法と十分比較してないのであります。現在の保安庁長官としての権限等々と著しく異なつてゐるところも、いろいろ／＼改められたところも或いは附加えられたところという点はないのであります。

○政府委員(加藤陽三君) 長官の権限につきましても、私は全然變つていな

と思ひます。隊務を統轄するといふ長官の権限は變つておりません。ただ内部で補佐機関を、統合幕僚會議のやうなものを作りましたり、或いは建設、調達關係を別の補佐機関にいたしましたり、そういうことはあります。これは長官の指揮監督権について、何ら影響を与えるものではないと思ひます。

○山下義信君 まあ率直に伺ひまして、保安隊よりは一段と性格が變つて参りまして上におきましても、長官といふものの指揮監督権の上には別段改まつたところはないのでございませう。

○政府委員(加藤陽三君) さうでございます。

○山下義信君 必要もありませうか。例えばですね、任務が、今申しましたやうに、具体的には直接侵略に対抗するといふ、この武力行使といふやうなことがはつきりと新たな目的が加へられてありまして、従ひましてそういう行動が、任務、目的だけでなく、従ひましてその目的に副うところの、曾つて保安隊として予想もなかつたやうな行動がこの二法案で出て来るということ、これは、非常な大きな出来事なんです。それを統轄する長官の権限といふものは、ただその事務の上の統轄者のみでなくして、直接の指揮監督は幕僚長を通じて行つてしましても、それらの行動の上、或いは指揮監督の上に、長官が他所高所から見られて、そして十分に監督をして行く、誤つた行動のないやうに、或いはその他の、これらの大きくなりまして、而も目的が著しく異なつて参りましたこの部隊の統率の上に、場合によりましては行政官

の、部隊における総理大臣に就いての最高指揮者として、相當思ひ切つた、遠慮のないやうな監督権の行使が十分できるやうな何か力強いものが欲しいやうな気がするものであります。そういうことはもうこの第八条で何も欠くところはない、又二法案を通じて何も欠くところはないと思ひませうか。

○政府委員(加藤陽三君) 私はこの法律全体を考へて、長官の指揮監督権を幾らかでも制約しておるものは全然ないと思ひます。

○山下義信君 これは又細部のところに参りまして、又そのところ／＼で研究さして頂くことにいたしましませう。

○矢嶋三義君 極く簡単なことですが、この第三章で方面總監並びに管區總監といふのは、階級はどの程度の人でございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) 陸将でございます。

○矢嶋三義君 方面隊のほうは、管區隊よりはよほど部隊は大きいわけでしょう。そうなりますと、どちらも陸将でうまく統轄ができるのでございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) 仰せのごとく、方面隊のほうは人員は十分多いのであります。階級をいたしましては、陸将で両方共統轄できると思つております。

○矢嶋三義君 今度新たに管區隊が増設されるわけですが、それも七月一日発足の下に準備段階にあるものと推察しますが、七月一日に確実に発足できる予定でございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) これはお手許に陸上自衛隊業務計画表というのがお配りしてあります。これを御覧願ひ

ますと、増設二管區隊の編成開始は八月でございませう。

○山下義信君 この第十九条に、これはさつきお尋ねがあつたかも知れませんが、地方隊等の、或いは地方總監部等の増設等が自由にできるようにしておかなければ便利の悪い理由は何かございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) これは先ほど矢嶋委員のお尋ねに對してお答えを申し上げましたが、出動等の場合を考えますと、やはり變更、廢止といふことは当然に御了解願ひと思ひます。増設のことでございませうが、これはほかの役所と違ひまして、訓練所その他に相當な広い土地を要するのであります。呉市なら呉市に設けると申しまして、国会の開會中に予算がきまりません。その土地の交渉がまだできないやうな場合はございませう。そこでそういう場合は止むを得ず国会開會中におきましては政令で取りあへずきめまして、あとで国会で御審議を願うといふやうなことにしておるのであります。

○山下義信君 ここでこういうことを伺うのは相済みませんが、何とせんが、広島県の大竹という所に何か御計画がございませうか。そうして土地のほうではそれに反對してゐるというやうなことがございませうか。若しそういうことがありましたら、私は反對しないやうに申そうと思つておるのでございませう。(笑聲)

○政府委員(加藤陽三君) 大竹の点につきましては現在検討中でございませう。

○山下義信君 それは何を置きにになるのですか。元あそこには海兵団があり

ましたが、海上自衛隊のものの何か施設を置きにになるのでございませうか。私はつまびらかに存じませう。先般その反對運動者と称しますものが、土地のボスですが、数名参つて云々といふことであります。私は面會をいたしませんでした。一応この機会に承わつておきたいのですが……。

○政府委員(加藤陽三君) それは陸上自衛隊のほうで使いますか、海上自衛隊のほうで使いますかといふことも併せて検討中でございませう。

○山下義信君 まだ未定でございませうか、交渉中でございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) 検討中でございませう。

○山下義信君 まあ全国各所にいろいろ防衛漸増の線に沿つて、将来三軍と申します。陸上、海上各種の部隊、附屬機関、そういうものを置かれる御予定等があつて、漸次御計画の下に、いろいろ／＼な各種の計画が……、こ

ういふ計画は常識的に考へても十日や二十日ではでんので、一年も二年も前から、何も法律が決定しなくても、予算がきまらなくても、或いは或る意味においては不法といふ非難を受けるかも知れませんが、併しおよそのもの計画には非公式にでも話すといふことがあるのは常識上當然であります。各種の施設等いろいろ／＼な計画でそれ将来の増設等が考へられて種々なる交渉等が行われておるやうなことがあります。

ましてよろしうございますか。
○矢嶋三義君 ちよつと、どこですか。

○山下義信君 行過ぎますか。(笑聲)

○矢嶋三義君 第二節で一つ伺います。私は名前のことをよく申しますが、名称というものはやはり頭に入りやすいようにしておくことは、熊率の上からいっても非常に大事なことで、思いますので私は伺うのですが、この十五条ですね、従来船隊群と言つておりましたね。それから連合船隊、これは筋が通つたと思います。何々船隊群、そうして連合船隊、ところがこのたびは警戒隊、護衛隊群といつて船の字を落しましたね。それから上のほうは艦隊になつたんですね。これは何か護衛艦隊群、警戒艦隊群で上が連合艦隊、こういうふうになつておつたのをミス・プリントしたのではないかというふうな非常にちぐはぐになつておるのですね。どういうわけでもう少しすつきりした名称は付けられなかつたのですか。保安庁法のときのほうがよほどすつきりしているのですね。

○政府委員(加藤陽三君) 保安庁法におきましては船隊群というふうな名前を使つて、連合船隊群というものを設けておりますが、今回はその船隊群を任務別に明瞭に護衛隊群とか警戒隊群とか掃海隊群というふうにしたのであります。自衛艦隊という名称につきましては、御議論がいろいろあるかと思ひますが、これらのものを連合しました部隊を自衛艦隊と称することを適当と思つたのであります。

○矢嶋三義君 自衛船隊ではいけなかつたのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 前から同じ

ようにしたのでありますので、この法律全体といたしまして、自衛艦隊という名称を使うことにしておりますので、十五条も従ひまして自衛艦隊というふうな名前になつて来たのであります。
○矢嶋三義君 暫らく連合艦隊ということを見ても新聞紙上で見ておりましたが、いつ頃からこれを割りましたか。

○政府委員(加藤陽三君) 連合艦隊というふうなことをきめたということはないのであります。新聞にあつたとおつしやるのでございますか。

○矢嶋三義君 ええ。

○政府委員(加藤陽三君) 保安庁としてはきめたことはございません。

○委員長(小酒井義男君) 時間でございますからこれにて本日は散会いたします。

午後十二時散会